

第25回軽米町議会定例会令和3年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 3年12月 7日（火）

午前 9時58分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手
県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 消防施設整備基金条例
- 議案第 3号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 かるまい交流駅（仮称）建築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求
めることについて
- 議案第 5号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 6号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 7号 令和3年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席委員（11名）

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|---|---|----|-----|----|---|---|---|
| 1番 | 上山 | 誠 | 君 | 2番 | 西舘 | 徳 | 松 | 君 | |
| 3番 | 江刺家 | 静 | 子 | 君 | 4番 | 中村 | 正 | 志 | 君 |
| 5番 | 田村 | せ | つ | 君 | 6番 | 舘坂 | 久 | 人 | 君 |
| 7番 | 大村 | | 税 | 君 | 8番 | 本田 | 秀 | 一 | 君 |
| 9番 | 細谷地 | 多 | 門 | 君 | 10番 | 山本 | 幸 | 男 | 君 |
| 11番 | 茶屋 | | 隆 | 君 | | | | | |

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|-----------|------------|-----|----|---|---|
| 町 | 長 | 山本 | 賢一 | 君 | |
| 総務課 | 総括課長 | 梅木 | 勝彦 | 君 | |
| 総務課 | 企画担当課長 | 日山 | 一則 | 君 | |
| 総務課 | 総務担当課長 | 吉岡 | | 靖 | 君 |
| 会計管理者兼 | 税務会計課総括課長兼 | 福島 | 貴浩 | 君 | |
| 納税・会計担当課長 | | 古舘 | 寿徳 | 君 | |
| 町民生活課 | 総括課長 | 松山 | | 篤 | 君 |
| 町民生活課 | 総合窓口担当課長 | 橋本 | 邦子 | 君 | |
| 町民生活課 | 町民生活担当課長 | 橋場 | 光雄 | 君 | |
| 健康福祉課 | 総括課長 | 内城 | 良子 | 君 | |
| 健康福祉課 | 福祉担当課長 | 小笠原 | 隆人 | 君 | |
| 産業振興課 | 総括課長 | 江刺家 | 雅弘 | 君 | |
| 産業振興課 | 農政企画担当課長 | 竹澤 | 泰司 | 君 | |
| 産業振興課 | 農林振興担当課長 | 鶴飼 | 靖紀 | 君 | |
| 産業振興課 | 商工観光担当課長 | 小林 | | 浩 | 君 |
| 地域整備課 | 総括課長 | 工藤 | | 薫 | 君 |
| 地域整備課 | 環境整備担当課長 | 戸草内 | 和典 | 君 | |
| 地域整備課 | 上下水道担当課長 | 中村 | 勇雄 | 君 | |
| 再生可能エネルギー | 推進室長 | 梅木 | 勝彦 | 君 | |
| 水道事業所 | 長 | 工藤 | | 薫 | 君 |
| 教育委員会 | 教育長 | 菅波 | 俊美 | 君 | |
| 教育委員会 | 事務局総括次長 | 大清水 | 一 | 敬 | 君 |

| | |
|------------------|-----------|
| 教育委員会事務局教育総務担当次長 | 長瀬 設 男 君 |
| 教育委員会事務局生涯学習担当次長 | 工藤 祥 子 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 梅木 勝 彦 君 |
| 農業委員会事務局長 | 江刺家 雅 弘 君 |
| 監査委員事務局長 | 小林 千鶴子 君 |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 小 林 千鶴子 君 |
| 議 会 事 務 局 主 任 主 査 | 関 向 孝 行 君 |
| 議 会 事 務 局 主 事 補 | 小野家 佳 祐 君 |

◎開会及び開議の宣告

○委員長（本田秀一君） ただいまから令和3年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

この委員会は、本日から明日8日までの2日間の予定であります。

皆さんの慎重な審査をお願いいたします。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前 9時58分）

○委員長（本田秀一君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第7号までの7件です。

議案の審査の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第7号まで議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにいたしたいと思っております。

提案説明は、本会議で終了しておりますので、議案番号順に補足説明があれば、補足をお願いし、なければ質疑から入りたいと思っております。

今回は、資料請求もございませんので、出される可能性もありますが、その際はよろしくをお願いいたします。

以上の進め方でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第1号の審査

○委員長（本田秀一君） それでは、審査に入ります。

議案第1号を議題といたします。議案第1号について補足説明があればお願いいたします。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第1号につきましては、補足説明はございません。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 補足説明がないようでございますが、質疑を受けたいと思いません。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 議案第1号を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第2号、補足説明お願いいたします。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） それでは、議案第2号につきまして補足説明をさせていただきます。

これは、消防施設の整備に必要な経費に充てるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る消防施設整備基金を設置するものでございますが、当初は、本年度消防用車両を整備することでこの申請をしていたものでございます。車両の取得に当たりまして、本年11月から発売される車両につきましては、衝突被害軽減ブレーキ搭載車、いわゆる自動ブレーキ搭載が義務づけられることとなりました。さらには、半導体の不足などによりまして、納期が令和3年度内は厳しい状況ということでありました。入札も行ったところでございますが、先ほどの理由から、指名した業者全てが辞退をしたというふうな事態となったところでございます。

そのようなことから、本年度分の交付金を基金として積立てをしまして、来年度に事業を実施することとしたものでございます。繰越事業として実施することも検討いたしましたが、この交付金事業の制度上、納入業者等が決まっていない状況で繰越事業は望ましくないというふうな県の指導をいただきまして、基金を造成して積立てを行い、次年度に事業を執行するというふうな内容となるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。

議案第2号について質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） なければ、議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第3号を議題といたします。

提案理由の補足説明があれば、説明をお願いします。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 改正内容につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、担当課といたしましては、特段補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 補足説明がないようです。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

◎議案第4号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第4号を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 議案第4号につきましては、本会議上で説明したとおりですので、補足の説明はございません。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 補足説明なしということですが。

質疑を受けたいと思います。

山本委員。

○10番（山本幸男君） もう一回改めて説明願いたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） それでは、議案第4号について説明いたします。

議案第4号は、かるまい交流駅（仮称）建築工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は、かるまい交流駅（仮称）建築工事。

工事場所は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割87番1ほか地内。

請負者は、岩手県盛岡市上堂4丁目11番8号。昭栄建設株式会社、代表取締役、武田克彦。

変更内容は、変更前の契約金額、税込み16億2,944万4,300円を税込み16億3,777万1,300円に契約変更するものでございます。

工事概要等につきましては、別紙の資料のとおりとなっております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 一般質問でもご質問いたしましたが、この今回の契約変更は、金額的には19万円ぐらいの差なわけだ。

〔「832万」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） ちょっと計算間違いでしたが、変わるところを、ここの部分、ここの部分で、金額的に大きいもの、工事的に大きいもの、方向性が変わったもの、そこのところをもっと具体的に説明願えませんか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

大きく内容で変わった、新たな工事が加えられたという変更ではございません。いずれ土壌汚染に対する処理が完了していると、実績の数値に基づいて変更したものでございまして、鉛汚染土壌の部分が一番大きい金額の変更となると思います。設計では、283トンでございましたけれども、変更で434トン、196トンの増ということになってございまして、金額のほうは601万3,689円でございます。

それから、コンクリート殻につきまして66トンのコンクリート殻の処理ということで88万8,954円です。

それから、駐車場の造成につきまして142万4,357円の変更の増ということで、これらを合計いたしまして832万7,000円の変更の増額ということでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これは、今補正に出たから分かったのかと思うのですが、前回、この契約しているところの変わってきたのの経緯をもらったときに、4月、5月頃建設予定地から処分場へ医療廃棄物の搬出完了となっておりますが、この辺りにはまだ入れていなかったということですか、分からなかったという。

この前の説明のときもコンクリート殻とかと、何か駐車場に埋めるのだという話、あのコンクリート殻ともまた違うのですか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 医療廃棄物については、建設予定地から処分場へ搬出されたのが5月6日です。その後、医療廃棄物、敷地全体の土壌汚染調査を行って、医療廃棄物のほぼ下からだけ鉛成分が検出されておりました。それで、医療廃棄物の下の層になりますので、医療廃棄物の搬出が完了してからでないと、鉛土壌汚染の撤去、処分の量とかを把握することができないということで、医療廃棄物を搬出してから、その下に残った土砂について、どのくらいの土壌汚染の土砂を撤去しなければいけない量があるのかを調査をして、それに基づいて設計をし、8月27日に変更契約をお願いいたしましたということになります。

その後、当初予定していた数量、大きな変更の要素は、大駐車場の盛土とコンクリート殻については少額でございますけれども、土壌汚染については処分費が1トン当たり2万円近くします。これは、秋田の大館のほうの処分受入れ地のほうに運搬して処分しておりますけれども、当初土砂を想定していた。ただ、ポリウム、立米的にはそんなに違いはなかったのですが、地表から3メートルほど下は岩盤が出ます、この予定地は。その土砂と岩盤の間に大きな玉石、20センチ程度の砂利

層があった。土砂は、比重換算しますと、水に対して土砂は1.4倍くらい。ただ、岩盤等になれば、2.5トンから3トン、倍以上、水の3倍近くの重さになってきます。ボリュームは変わらなくても、トン数が大きくなるということで、受入れ地では、1トン当たりの処分単価を設定しておりますので、若干高額な変更になってしまったということでございます。

あと2点目のコンクリート殻、これは多分勘違いされているものだと思います。コンクリート殻は、県から中間処理、コンクリートとかアスファルトは、今は法律によって再生材として処理をして、砕石等に混ぜて、再生砕石として建設工事等に使用するというふうになっておりますので、軽米町であれば長瀬建材、南建設等が中間処理の許可を持っておりますので、業者が持ち込む、そういう処分場で破碎処理した後に再生された砕石として使用されます。

盛土として使うと言ったのは、現地を見ていただいたときに、これも特別委員会の中で話題になりましたけれども、1トン土のうに入っているのは汚泥ではないかというお話がございました。それで、汚泥は、最終処分場である県北クリーンがバキュームカーで適正に処分して処理しています。あそこにあったのは、ボーリングの際に出た砂みたいな小さく、砕石と砂の間ぐらいの岩盤をボーリングしたものが出てきたものを保存しておいた。それで、その成分を分析をして、汚泥として処分しなくてもいいという業者が検査をしましたので、それについては、埋め戻し材として使用しますということで当初から、その件についての変更は生じておりません。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第4号を終わります。

◎議案第5号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第5号を議題といたします。

議案第5号は、歳入と歳出を分けて、歳入は一括して総務課から、歳出は款ごとに各担当課から説明を求め、続けて質疑を受ける形で進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、歳入の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） それでは、議案第5号、一般会計補正予算（第6号）の歳入につきましてご説明をさせていただきます。

予算書は7ページを御覧になっていただきたいと思います。歳入。15款1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金の2節でございますが、障害者総合支援等給付費負担金でございます。補正額は1,931万7,000円。こちらにつきましては、歳出、民生費の障害者総合支援法給付金に係る負担金となっております。

次に、15款2項国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分となりまして、886万6,000円。

それから、2目でございますが、民生費国庫補助金、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金、補正額で5,016万7,000円、こちらは18歳以下の子供を対象に1人当たり5万円を給付する事業で、同額を歳出に計上しているものでございます。

続きまして、3目でございますが、衛生費国庫補助金でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。補正額が706万1,000円、こちらにつきましても歳出に計上しております新型コロナウイルスワクチン接種に係るものでございます。

続きまして、4目でございます。商工費国庫補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございますが、こちらは補正額1億6,652万4,000円の減額でございます。これはかるまい交流駅（仮称）の本年度事業の減少による国庫補助金の減額になるものでございます。

続きまして、16款1項の県負担金、1目でございますが、民生費県負担金は補正額968万円計上しておりますが、これはほとんどが歳出の障害者総合支援法給付金の県負担金となっているものでございます。

続きまして、16款2項2目県補助金、1節としまして、新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業費補助金として、補正額でございますが、338万5,000円を計上してございます。これは、いわゆる福祉灯油費助成に係る県補助金というふうなこととなっております。

続きまして、22款1項の町債でございますが、5目の商工費、補正額が5億2,370万円の減額となっておりますが、これはかるまい交流駅（仮称）の今年度事業費減によるもの。それから、7目の消防債は補正額600万円の減、こちらは消防車両整備が本年度できなくなったことから、減額するものというふうなこととなっております。

歳入の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 歳入の補足説明が終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんか。

中村委員。

- 4番（中村正志君） 歳出のほうとも関連するかとは思いますが、まず初めに歳入の、さっきの交流駅の関係の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が1億6,000万円の減額になったというのは、多分これは工事していない部分で支払いは、これは昨年度から予算を取っていたような気がしているのですが、それらは繰越して何かもらえるのだよというふうな話をしていたような気がするのだけれども、これは前の資料を持っていないのですが、元々何ぼ来るものが、今この分減額になったのか。これが、元々予算を取っていたものが何ぼなのか、私分らないので、ちょっとそれを比較をお願いしたい。

これが来年度以降、来年度またこの補助金が出るものなのかどうかを含めてちょっとお願いします。

- 委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

- 委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

- 総務課総括課長（梅木勝彦君） 今資料をちょっと持ち合わせてございませんので、後ほど説明させていただきます。

- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

- 10番（山本幸男君） 福祉灯油の関係で、具体的にこんな形で対応しますという要綱というか、何かあったら、資料として出してもらえればいいのかと思います。歳出のときでもいいですから。その要綱、明細というか、お願いします。

- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

- 総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまのご質問でございますが、歳出の際に説明させていただきます。

- 10番（山本幸男君） 資料があったほうがいいな。資料が、要綱みたいなのがあって、それで説明してもらえれば、町民に伝達するのに楽なので。

〔「資料」と言う者あり〕

- 10番（山本幸男君） 資料請求ということでなく、そういうまず発言があって、対応するというふうなことが普通かと思いますが、出してもらえると。

- 委員長（本田秀一君） 資料を出すということで。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

- 健康福祉課総括課長（内城良子君） ただいまの福祉灯油の要綱につきまして、資料について後で提供させていただきたいと思います。

○10番（山本幸男君） 了解。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。歳入全般について。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないということですので、歳入は資料がそろってからということで、歳入を終わりたいと思います。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

皆さん、10ページ、歳出。2款総務費、いいですか。

総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） それでは、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正について説明させていただきます。

補正額は、38万円。節は、給料、職員の給料でございます。これにつきましては、9月1日付で人事異動がございましたけれども、その人事異動に伴い、款ごとの各項目を今回補正させていただいたものでございます。関連いたしまして、同じページ下段に2項企画費がございますけれども、企画費の給料、職員手当等、共済費等も同様に職員の人事異動によるものでございます。

また、12ページ、4款の衛生費についても人事異動による給料、職員手当等、共済費の補正を計上しております。

また、14ページ、7款の商工費の給料、職員手当等、共済費の補正についても、同様に職員の人事異動等によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 1項総務管理費、質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 諸費のほうの真ん中辺に令和2年度子ども・子育て支援交付金返還金86万円とありますけれども、これはどういう。

〔「諸費はこれから説明が」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ちょっと待ってください。諸費の説明が終わるまで。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、歳出、2款総務費、1項総務管理費、11目諸費についてご説明いたします。

まず最初に、一番上ですけれども、令和2年度障害者総合支援事業費補助金返還金ということで、それについては、障がい者システムの改修補助金の残額分についての返還になります。

次に、令和2年度障害児通所給付等国庫負担金返還金でございます。こちらは、障がい児の方がサービス利用した分の返還金ということになります。

次に、令和2年度障害児通所給付費等県負担金返還金となりますが、上の事業と

同様でございます。こちらは、県のほうの負担金の返還分ということでございます。

次に、令和2年度子ども・子育て支援交付金（国庫補助金）返還金でございますが、これは児童クラブと、あと訪問事業と、あとピヨピヨ教室、ピヨピヨ広場等の補助金についての事業確定による返還金ということです。

次に、令和2年度保育対策総合支援事業費補助金返還金ということで、こちらは保育施設用のコロナ対策用品購入費の補助金でございますが、残額分についての返還ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課農政企画担当課長、竹澤泰司君。

○産業振興課農政企画担当課長（竹澤泰司君） 令和2年度中山間地域等直接支払交付金の返還金についてご説明いたします。

現在中山間地域等直接支払交付金事業といたしまして、農用地等を維持管理していくための協定を締結し、農業生産活動を行っている26の集落に一定額の交付金を支出しております。現在令和2年度から令和6年度の5年間を第5期として事業を実施中でございます。

今回小玉川集落協定により、事業の継続が困難との申出があり、集落及び関係機関等と協議を行ってまいりましたが、このたび事業を中止することになったため、令和2年度の交付金負担32万7,000円を返還するものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 質疑を受けたいと思います。

1項総務管理費。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今ちょっと説明があったので、大体分かりましたけれども、子ども・子育て支援交付金、児童クラブとか、ピヨピヨ広場などの事業を精算して返すことになったということ、これは子供の人数とか関係あるのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの質問についてご説明申し上げます。

こちらの返還金につきましては、利用者の人数とかではなくて、こちらは人数にもある程度、消耗品ですとか、そういうのはありますけれども、基本的には一番大きいのが、見守りをさせていただくスタッフの方の人件費分というところが一番大きな内容になってございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。

すみません、あと一つお伺いします。一番最後の中山間地域直接支払交付金、26団体とかが受けていて、1つの事業のところでは継続できなかったということですが、けれども、ちょっとどういう事業をやっている、どういう、高齢化したとか何か、もし理由とかありましたら、お聞きします。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課農政企画担当課長、竹澤泰司君。

○産業振興課農政企画担当課長（竹澤泰司君） 中山間地域等直接支払事業の事業内容につきましては、農地の草刈り等を行っております、集落協定単位でございますが。こちらの団体につきましては、代表の方もしくは役員の方、ちょっと高齢もありません、体調を崩されまして、今年度からの事業の実施は困難ということで申出いただいております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、1項総務管理費を終わりたいと思います。

〔「2項もさっき説明をしたので」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 2款の総務費終わりたいと思いますが、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 企画費も説明を終わっていましたが、はい。

○3番（江刺家静子君） すみません、私、再エネの関係で聞きたいのですが、特にないので、そういう場合は、どこで聞いたらいいのですか。町長の政務報告に関して聞きたかったのです。

〔「今聞けばいい、今総務だから」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 今聞いてください。はい、どうぞ。

○3番（江刺家静子君） 政務報告の中に再生可能エネルギーの取組についてということでやっているのですが、11月19日に再生可能エネルギーの推進協議会の会議がありましたけれども、今軽米町で、この前も全員協議会のときに、風力発電が進められているのですけれども、鉄塔が80本建つとかという話とかありましたけれども、軽米町と風力発電の関係というのは、この再生可能エネルギーの推進協議会とどのような関わりがあるのか、ないのか。そして、町として木を切ったり、いろいろ開発するわけですが、そのときに町としてどのような関わりをするのかちょっとお聞きします。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

再エネの協議会での会議でございますが、協議会におきましては、総合発展計画

を昨年度策定しまして、それは再エネのほうには反映されていないというふうなことから、そちらを発展計画と第6次エネルギー基本計画、それから第2次岩手県地球温暖化対策実行計画等を新たに再エネの計画書のほうに取り入れるというふうな内容となっております。

また、ただいまご質問にございました風力発電事業でございますが、軽米町の場合でございますと、折爪岳風力発電所、仮称でございますが、こちらは猿越峠の折爪岳北側地区に2基設置するというふうな計画となっております。区域面積は2.9ヘクタールで、そのうち開発行爲の面積は1.5ヘクタールと、発電規模は7.49メガワットというふうな内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 町民ホールに今東急不動産の風力発電の何か計画書といひますか、展示してあるのですが、その中を見ますと、今説明があった折爪岳、その東急不動産の周辺にある風力発電所ということで、折爪岳北風力発電事業、それからノウケ峠風力発電事業、岩手洋野における、これは洋野町になるのですが、あと折爪岳南風力発電事業とかとあるのですが、こういうのは、軽米町に何か届出をするとか、そういうのはあるのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民ホールでの縦覧しております風力発電事業の計画でございますが、こちらは久慈市に建設予定の岩手久慈風力発電事業について、環境評価を第3条の3号の規定に基づきまして、計画段階で環境配慮書を作成しなければならないというようなことで町民ホールと小軽米出張所で縦覧と意見を求めているものでございます。こちらの大きな内容でございますが、久慈市に出力60メガワット級の発電所が計画されているというふうな内容でございます。風車は、最大12基というふうなことでございます。建設に当たりまして、軽米町には直接的な関係はないものでございますが、隣接市町村ということで、計画段階での配慮書を縦覧しているというふうな内容となっております。

詳しい内容等につきましては、発電事業所でございます東急不動産あるいは久慈市のほうにご確認をいただきたいと思っておりますのでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） そうすると、今年の夏だったか、九戸村の議会の人とちょっと会う約束をしていたら、何か風力発電のところで土砂崩れがあったということで、議会でみんなでそこを視察というか、まず説明を受けに行くところだから、そっち

に行けないよという連絡を受けたのですけれども、町と関係ないということになれば、こちらで例えばハザードマップとかも調べているかとは思いますが、そういうの確認をすとかということもないわけですか、土砂崩れの危険区域であるとか。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） 計画段階で事業者がその部分等について調査をして計画を立てるというふうなことになっておりますので、その計画書が出された時点で関係市町村、あるいは隣接の自治体であれば、そちらのほうから連絡が来るものと考えております。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） そうすると、軽米町には、何も届けというかは来ていないということですか。例えばさっき言った折爪岳北風力発電事業というのとか、町とは全然関係ない、何か届出をすとか、そういうことはないのですか。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） 現在町のほうに届出が出されているものは、先ほどお話ししましたとおり、折爪岳風力発電所、こちらを折爪岳の北側のほうに建設をすというふうなことで届出が出ているところでございます。それ以外は、出ておりません。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 分かりました。あと町長の政務報告にありましたモビマス社とIoTを活用した次世代農業で包括連携協定を締結したということなのですが、この協定というのは、どういうものでしょうか。今の現在の状況等をお聞かせください。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） 協定はモビマス社と実施しておりますが、こちらにつきましては、現在のところ小軽米地区におきまして実証栽培をしているところでございます。こちらについては冬期間、あるいは期間を見まして、その施設でどのような作物が適しているかというふうな部分を栽培実証いたしまして、今後モビマス社で実施する事業に反映していくというような内容となっております。

また、それにつきましては、ボイラー等も必要だというふうなことから、鶏ふんを活用したボイラー等の用意についても、これから検討していくというような内容となっております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、総務費を終わりたいと思います。

それでは、3款民生費に入ります。補足説明があったらお願いします。

町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。

- 町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、第1節報酬、第4節共済費についてご説明いたします。

こちらの予算につきましては、町民生活課の欠員補充のため10月1日から採用しております会計年度任用職員に係る1月から3月分までの報酬と共済費を、合計59万9,000円の補正をお願いするものでございます。

- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは続きまして、同じく1目社会福祉総務費の11節役務費からご説明いたします。

役務費56万1,000円、通信運搬費となっております。こちらは、福祉灯油のかるまい共通商品券送付の簡易書留郵便料となっております。

次に、19節扶助費でございますが、1,354万円ということです。こちらは、福祉灯油等の給付費ということで、かるまい共通商品券ということで1,354世帯分ということでございます。

次に、3目老人福祉費、12節委託料についてご説明いたします。92万7,000円で高齢者「食」の自立支援事業委託料となっております。こちらにつきましては、コロナ禍におきまして買物などの外出を控える方が多く、この「食」の自立支援事業の申込みが増加しております、その分につきましては増額分の予算要求とさせていただきます。

次に、6目障害者福祉費でございます。19節扶助費3,791万8,000円でございます。障害者総合支援法給付費となっております。こちらは、障がい者の人数の増と、及びサービス利用の増によります増額分ということになってございます。こちらにつきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担割合となっております。

以上でございます。

- 委員長（本田秀一君） 2項も。

- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） すみません、それでは2項も続けて説明させていただきます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から説明いたします。要求額が659万3,000円となっております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の支援を目的に、18歳以下の児童を養護する全世帯に1万円のかかるまい共通商品券を給付する事業でございます。600世帯分を予定してございます。一応これは、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用する予定となっております。

10節需用費600万円、消耗品費となっておりますが、こちらはかるまい共

通商品券購入費分となっております。

1 1 節役務費 2 4 万 9, 0 0 0 円、通信運搬費でございますが、これは商品券送付の簡易書留郵便料となっております。

次に、1 2 節委託料でございますが、こちらはかるまい共通商品券発行等に係る業務委託料ということになっております。

次に、2 目児童措置費、1 2 節委託料でございます。金額が 4 8 万 7, 0 0 0 円、児童手当制度改正に伴うシステム改修業務委託料ということで、児童手当法一部改正に伴うシステム改修費となっております。全額国の負担ということで計上してございます。

次に、4 目児童福祉施設費、補正額が 7 9 万 3, 0 0 0 円、2 節給料ということで会計年度任用職員給料、こちらは人事異動による不足分、会計年度任用職員の異動により不足分となっております。

3 節職員手当等、こちらにつきましても、異動に伴う小軽米保育園調理師分につきましてはの通勤手当分となっております。

7 節報償費 3 万円ということで、これは保育園行事用記念品というということですが、今年度笹渡保育園閉園ということが決まっております、そちらに係る記念事業の記念品購入費となっております。

次に、1 0 節需用費 2 0 万 6, 0 0 0 円、消耗品費がこのうち 1 0 万円、笹渡保育園閉園記念式典用の消耗品代ということでございます。次に、修繕料ということで、これは晴山保育園の暖房用サーモヒーターと電気オーブンの修繕に係る修繕料となっております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

〔「その次もあるのでは」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 失礼しました。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） すみません。7 目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費でございます。こちらは、5, 0 1 6 万 7, 0 0 0 円の要求額となっております。1 1 節役務費 1 6 万 7, 0 0 0 円ということで、通信運搬費が 1 0 万 1, 0 0 0 円、これは通知用の郵便料ということで計上しております。次に、振込手数料が 6 万 6, 0 0 0 円ということで、こちらは 6 0 0 世帯分の振込手数料ということになってございます。次に、1 8 節負担金、補助及び交付金ということで 5, 0 0 0 万円。

○委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午前 1 0 時 5 1 分 休憩

午前10時51分 再開

- 委員長（本田秀一君） 再開します。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 子育て世帯臨時特別給付金ということで5,000万円ということでございます。こちらは……
- 委員長（本田秀一君） 休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時09分 再開

- 委員長（本田秀一君） 休憩前に引き続きまして、審査を続けます。
健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 大変失礼いたしました。7目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費の18節負担金、補助及び交付金5,000万円でございます。こちらにつきましては、子育て世帯の臨時特別給付金の、今マスコミでも報道しておりますが、その現金給付分の1人当たり5万円の部分でございます、これは国の事業の軽米町内の1,000人分を想定して予算を要求するものでございます。
以上でございます。
- 委員長（本田秀一君） 質疑ありませんか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 高齢者「食」の自立支援事業委託料、これはどういうものですか、介護支援とか。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） こちらにつきましては、契約というか、希望者の1人当たり負担金をいただきまして、その頼み方なのですけれども、毎日だったり、あるいは1週間に1回とか2回とかという形でお弁当をお願いするということでお弁当を配布する事業でございます、見守りも兼ねまして、今年は産業開発のほうにお願いしている事業でございます。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。
中村委員。
- 4番（中村正志君） 子育て世帯臨時給付金というのは、国で総理大臣が提唱している18歳以下に10万円ずつ給付するというふうなことだと思うのですけれども、今の説明では、ここが5万円掛ける1,000人分という言い方でした。それで、もう一つ、多分町独自の事業なのかと思うのですけれども、児童福祉のほうで18歳以下に対して1万円を、600世帯に対して商品券を配る。これは、私新聞を詳しく見なかったのですけれども、町独自で行うと。全く同じ18歳以下が対象になっ

て行われるということで、一つには同じ時期にわざわざ、国では10万円をあげるといふときに、町では1万円の商品券をあげるといふことについて、目的は何なのかなど。今の同じ時期において、なぜ町が独自にやらなければならないのかなどいふふうに、ちょっと疑問に感じたりしておりますけれども、それ1点と。

もう一つは、さっき言った600世帯で600万円という言い方と1,000人に対して5万円ずつという、何かこの数字が、同じ18歳以下で合わないような気がするのですけれども、この辺はどういうふう理解すればいいのですか。この2点お願いします。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問でございますが、町単独事業につきましては、国の事業が決まる前に、軽米町のほうでコロナ交付金のほうで計画していた事業でございます。予算的に1人当たり幾らというふうな感じの予算が取れないことから、少しでも役に立てていただくということと、あとは経済活性化対策も兼ねましてということで、かるまい共通商品券ということでございます。それで、1世帯当たりということにさせていただいております。

国のほうが後に出まして、それで国のほうでは1人当たり5万円現金給付ということで、あと後ほどクーポン券についてまた5万円というふうな形で進めておるものでございます。

意図としては、どちらもコロナによって影響を受けている子育て世帯を支援したいということの目的でございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、18歳以下の人は、軽米町では1,000人いるというふうな考えればいいのですね。それで、今は、軽米町では5万円の予算しか取らないということ、現金給付。それが正式に決まるかどうかは、国会のほうであれしていることですが、それぞれの市町村の中での考え方がいろいろあるようですが、あるところでは、全てを現金給付するというふうな町もあるというふうな、全国的な中では、それがいち早く住民に対してそれを給付できる。これの一番の目的は、何ぼでも早く住民に対して、18歳以下の人たちに対してお金を給付するのだというのが一番の目的だということで、それを理解した上でやるところもあるようですけれども、軽米町の場合は国でやることの方針をただただ待って、そのとおりにやるだけということで理解してよろしいのですか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問でございますけれども、

マスコミのほうでは、後ほどクーポン券による5万円についても、やむを得ない場合については、現金給付にしてもいいというようなお話はあるのでございますけれども、ただそのクーポン券のほうの分についてのみの説明会が先日あったわけですが、そちらを聞きますと、そんなに簡単にすぐ現金というふうにしてもらっては困るみたいな雰囲気を感じたということでございます。

それで、取りあえず国のほうでは、スピーディーな支給をしてもらいたいということで、取りあえず5万円の現金給付を急げということと言われておりまして、こちらにつきましても、本来12月補正の提出締切りも過ぎてからのお話だったものですから、総務課のほうと協議いたしまして、町長と協議いたしまして、今回の議会に上げて、12月中には支給を始めたいということで準備を進めておる次第でございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今回だから5万円、なぜ10万円でなかったのかなと、補正しなかったのかなと。というのは、またあと5万円部分をやるとき、また補正しなければならないです。また、議会をくぐらなければならない。まだまだ時間がかかるのではないかなと。それよりは、もう今のうちに、この10万円というのはもう分かっていることだから、10万円補正したほうがよかったのではないかなというふうに単純に私は感じるのですけれども、何か余計遅れるだけではないのかなという気がするのですけれども、その辺の議論はなかったでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 一応そういうお話は皆さん、個人的にはそのほうがいいのではないかなというようなお話はしておりましたけれども、国の指導でございまして、クーポン券によるものをまずやってもらいたいということで、それにつきましても、本格的な方針というのが示されたのが一昨日の会議でございます。ですので、その時点ではできないということでしたし、あとクーポン券で配ることになりますと、やっぱりクーポン券、皆さんもマスコミを見てご存じかと思いますが、970億円かかるとかという話がありまして、実は町独自でできるようなシステムではないような、県のほうである程度の環境整備をしていただいて、それから市町村でできるような仕組みというか、そんな感じなので、クーポン券になると、今度は印刷ですとか、いろんなことが出てくるということで、早めに10万円取るのも一つの手かとは思っておりますけれども、いずれクーポン券でやれとなったときに、いろんな別な経費がかかってくるということですので、一応それも含めて補正をさせていただきたいということで、今回は見送った次第でございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） なければ、3款民生費の質疑を終わります。

〔「資料の、要綱を何か」「福祉灯油の話は」

「担当がちょっと外出しておりまして、もう少し時間がかかりますけれどもよろしいですか」と言う者あり〕

〔何事か言う者あり〕

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 福祉灯油の要綱につきましてですけれども、まだ予算措置されていないことから、告示もしておらない状況ですので、あくまで案という状況での提示になると思いますので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 3款民生費、終わってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、終わります。

続いて、4款衛生費の説明に移ります。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費について説明いたします。1目の保健衛生総務費につきましては、総務課で説明をしましたので、割愛させていただきたいと思います。

3目の予防費につきましてですけれども、予防費につきましては、こちらは新型コロナウイルス、3回接種に係る経費を補正とさせていただいたものでございます。補正額は831万4,000円となっております。そのうち国、県支出金につきましては760万2,000円となっております。一般財源は71万2,000円となっております。

7節の報償費につきましては、こちらは3回目接種に係る集団接種会場の除雪作業に係る謝礼ということで10万3,000円を計上させていただいております。

あと、10節の需用費につきましては260万2,000円ということで、印刷製本費につきましては、接種券に同封する案内チラシ、実施カレンダー、ファイザー説明書、同意書、案内書とか、接種意向回答書等の印刷製本に係るもので194万2,000円を計上させていただいております。あと修繕料66万円につきましては、こちらは単独費となっております、外に設置していた受付テントを設置しておりますけれども、そちらは、3回目接種があると思っていないところで設置しております、そちらは積雪に耐えられないということで、冬は撤去して、ふれあいセンター内を一部簡易修繕をしまして、接種会場として拡張するという計上させていただいております。

あと、11節の役務費ですが、147万2,000円の通信運搬費110万6,000円でございますけれども、こちらは意向調査を発送して、回答用紙のはがきや接種券、接種日程のお知らせの発送、タクシー券の発送等に係る通信運搬費用となっております。あと、ワクチン接種費用支払事務手数料につきましては、こちらは町外の接種会場で接種した費用を支払うために、国民健康保険団体連合会に手数料を支払うものとなっております。次の集団接種会場電話回線等移設手数料は5万2,000円ということで、こちらも単独費となっております。ふれあいセンター内を一部簡易修繕するに当たって、事務室内の事務機器を一部移動するために要する費用となっております。

あと、12節委託料でございますが、381万9,000円は、コールセンター業務及びWEB予約システム運用委託料257万円としまして、こちらは、現在は1回線でコールセンターを運用しておりますけれども、3回目接種に当たって、また回線数を増やして、増員をしまして、接種を円滑に行うために計上させていただいております。あとは、新型コロナウイルスワクチン接種券印刷等業務委託料52万7,000円につきましては、3回目接種は様式が大幅に改訂される見込みでございます。新予診票とか、接種済証とか作成に係る委託料として計上させていただいております。

次のページの健康管理システム改修業務委託料71万5,000円につきましては、予診票の作成や接種記録簿等のためにシステム改修が必要であるということで計上させていただいております。

17節の備品購入費31万8,000円につきましては、集団接種会場の暖房機購入費ということで、冬に3回目接種ということで会場内にファンヒーターを整備するという計上させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（本田秀一君） 4款衛生費、3項水道費。

地域整備課上下水道担当課長、中村勇雄君。

○地域整備課上下水道担当課長（中村勇雄君） 4款衛生費、3項水道費、1目水道事業整備費でございます。48万6,000円を減額するものでございます。内訳は、18節負担金、補助及び交付金でございます。53万4,000円の減となっております。これは、水道事業会計補助金を減額するものでございます。内容としましては、償還金利息の10年ごとに見直しする起債について、該当するものの償還利息の利率が確定したことによる補助金の減額となっております。

23節投資及び出資金4万8,000円の増、水道事業会計出資金でございます。これにつきましては、同じく起債の利率確定に伴う元金償還額に対する出資金となっております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

4 款衛生費、質疑を受けたいと思います。

中村委員。

○4 番（中村正志君） コロナ接種の3 回目が始まるようではすけれども、それに現時点で、案でもよろしいのですけれども、スケジュール等の案ができているのであれば、それを紹介していただきたいということと。

申込みに関して、1 回目と同じように電話しなければならないのか、2 回接種が終わった人たちに順次、もう先にそちらのほうから本人宛てに連絡して、あなたはいつですよと指名していくという方法を取るのか、その辺のやり方について2 点お伺いします。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） まずは、1 点目についてお答えいたします。

これからの3 回目接種の流れにつきまして説明をいたします。まずは、町長からの政務報告でありましたとおりに、3 回目接種につきましては、先行接種ということで医療従事者の方につきまして1 1 月1 9 日には接種券を発送いたしておりまして、早い方であれば、1 2 月から接種をするというような流れとなっております。

あとは、町外に勤務する医療従事者の方がまずは一番早かったものですから、1 2 月から開始ということで、町内の医療従事者の方につきましては、軽米病院で集団接種をするということで、今軽米病院と調整をしておりまして、来年1 月に接種する方向となっております。次いで高齢者施設の入所者と職員の方ということで、次に高齢者の接種というような順番で進める予定となっております。高齢者の方々は、5 月2 4 日が1 回目で、2 回目が6 月2 1 日だったので、それから8 か月以降となると、2 月の末ということになりますけれども、その辺りは接種人数も少なかったものですから、もう少しまとめてということで3 月を計画しているところでございます。

もう一つが、予約につきましてですけれども、先ほども補正予算のほうでも少し内容が入っていたのですが、まずは3 回目を接種するかどうかというようなことで意向調査をしたいと思ってございます。意向調査をして、接種したいという方が8 か月以降に当たる日時で指定を、いつ接種ということを大体決めまして、こちらで発送したいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

細谷地委員。

○9 番（細谷地多門君） 関連してお伺いしたいと思いますが、1 回、2 回予防接種終了し

たわけですが、年齢的には何歳以上から接種済みということになりますか、はっきり分かりませんので、その確認です。

それから、1回目接種、町内でやった方は、パーセントにすればどれぐらいだか、100%というのではないと思うので。それから、2回目はどうだったのか。もし1回目、2回目、多少開きがあるのであれば、どれぐらい、何ポイントぐらい開いていたのか。

それから、その理由はどうだったのかという感じでお伺いしたいのですが。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） それでは、まずは接種率のほうからお答えしたいと思います。接種率、11月末、軽米町1回目は91.3%、2回目が90.2%となっております。

開きにつきましては、1回目接種した後に、こちらで情報として入手していることは、その後入院であったりとか、ちょっと体調で、接種できない状況にあったというようなところは把握しているところでございます。

○9番（細谷地多門君） 何歳から。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） 接種につきましては、12歳までとなっておりますけれども、その後5歳から11歳までできることになりまして、そちらも来年の1月から3月までの間に接種できるように今準備を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 分かりました。それで、個人差があって、いろいろ1回目、2回目、副作用といいますか、軽い、重い、中くらいと聞きますが、私は軽かったほうかなと、筋肉痛程度で終わったものですから。人によっては、結構熱が出て切なかったとお伺いしていますが、町内で受けた方で、非常に重かったという方というのは、結構いらっしゃったのですか。その辺の状況の実態、お話しできれば。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） お答えいたします。

まずは、先ほどのちょっと訂正をさせていただきたいのですが、1回目を接種した後体調不良になったということにつきましては、接種したから体調が悪くなったということではなくて、それ以外の疾患で体調が不良になったという意味でございます。

そして、接種をして重症の副作用があったかにつきましては、まずはアナフィラキシーショックを起こした方、受けた方の中で一名もございません。

以上でございます。

○ 9 番（細谷地多門君） 分かりました。

○ 委員長（本田秀一君） ほかに。

江刺家委員。

○ 3 番（江刺家静子君） 12歳に到達してからのということなのですが、90%を超える接種率で、中学生、小学生も90%も接種しているのですか。また、町内に在住している外国人の方は、接種していますか。

○ 委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

○ 委員長（本田秀一君） 再開します。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○ 健康福祉課総括課長（内城良子君） 年齢別のパーセントをお示ししたいと思います。すみません、ちょっと日付が。休憩をお願いします。日付が古いものでした。ごめんなさい。

○ 委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

○ 委員長（本田秀一君） 再開します。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○ 健康福祉課総括課長（内城良子君） ただいまのご質問につきましては、手持ちの資料がございませんので、後で資料で提出させていただきたいと思います。

○ 委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○ 3 番（江刺家静子君） そうすると、この90%を上回っているというのは、これは18歳以上とかの割合ですか。

○ 委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○ 健康福祉課総括課長（内城良子君） まずは、資料として今からご提示する資料につきましては、年齢別の資料をご提示させていただきたいのですが、12歳から65歳以上、100歳の方はどうですか分かりませんが、65歳以上の方。

〔「12歳以上」と言う者あり〕

○ 健康福祉課総括課長（内城良子君） 12歳以上です、12歳以上の方でございます。

指摘いただいてありがとうございます。

○ 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） すみません、外国人はと聞きましたけれども、例えばプロイラーとかに研修生とか来ていると思うのですが、国に帰るときとか、今は接種証明とかなんとか証明が必要だったりするので、呼びかけはしたこともないのですか。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。
- 健康福祉課総括課長（内城良子君） 外国人の方は、まず軽米町では優遇しまして、会話が成り立ちませんので、通訳の方も含めて日程を調整して、希望する方には、全て接種するような形で行いました。
- 委員長（本田秀一君） よろしいですか。
山本委員。
- 10番（山本幸男君） 福祉灯油、それから子育て支援、それらのことで5,000円、1万円というようなことがあります。商品券という話があって、その場合、商品券でないほうがいいという意見も前は議会に出たことがありました。それから、プレミアム付き商品券というのが今出ているが、時期的に今それが販売されていて、となればどうなっていくのか。混乱しませんか、どうですか、どういう対応ですか。
〔「戻っている」と言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） 前に戻ったか、申し訳ないです。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。
今回給付するものについては、国から来る臨時の給付金につきましては、5万円の現金となりますが、それ以外につきましては、全部かるまい共通商品券ということにさせていただいております。
プレミアム付き商品券ということのお話もございましたけれども、プレミアム付き商品券については、在庫がもうほとんどないので、それにつきましては、それに対応するということがちょっと無理だということで、通常の商品券での対応とさせていただきたいと考えております。
以上です。
- 委員長（本田秀一君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 何だか項目、どこだりしゃべって申し訳ありませんが、いずれそういう形に、普通の商品券で出すというふうなことも、季節柄ちょっと問題が、疑問があるような感じがしますが、町長、そうすれば様々対応が必要ではないですか。
- 委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） 今それぞれ担当課長が答弁したとおり、やはりこのコロナの影響で、それぞれ商店、それから飲食店の方々もそれなりの打撃を受けておりますので、そういうわけで皆さんがいい影響が出るように、そういうふうな手法を今やらせて

いただいておりますけれども、そこでもし懸念材料であることがあれば、ご指摘いただければと思いますが、どうなのですか、逆にちょっとお聞きしたいと思います。

○10番（山本幸男君） 5,500円けだほうがいい、5,500円。

〔「プレミアムつけてか」「1万円」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 1万円くれるのか、では1万1,000円よ。

〔「ちょっと関連して質問していいですか」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） それこそプレミアム付き商品券は、事務手数料も全部町で負担して商工会のほうにあれする。通常の商品券となれば、事務手数料は差し引かれるということで商店が嫌がるという話だったのですけれども、そういうことにはならないのですか。特に福祉灯油なんか、何かガソリンスタンドに行くと、使わないでくださいというガソリンスタンドもあったという話があったので、その辺はどのように受け止めていますか。

○委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時45分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） では、ご説明いたします。

手数料分につきましては、現在お願いしたときに、あちらのほうに在庫があれば、その分を購入して配るというふうな形を想定しておりました。ところが、今年度結構いろんな部分で使うということでいたしましたので、町単の18歳以下の子供たちの世帯にお配りする1万円分のかるまい共通商品券につきましては、600万円を計上しておりますが、その分につきましては、在庫がないということでございまして、以前ですと、印刷料とかも払っていたみたいなのですが、印刷とか、そういうのは、もうそちらでやってくださいということで、その分につきましてはの委託料ということで、手数料分につきましては、こちらでお支払いするというようにさせていただきます。

以上です。

○4番（中村正志君） 福祉灯油も。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 福祉灯油につきましても、在庫があった部分で対応できたということでございます。

- 委員長（本田秀一君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 在庫があったというのは、プレミアム付き商品券の関係、それ
でない、普通の商品券という意味ですか。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 今回事業で使うものにつきましては、全て
通常の商品券になります。プレミアム付き商品券につきましては、一般の住民用と
いうことで、こちらを使うという予定はしておりません。
以上でございます。
- 委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。
館坂委員。
- 6番（館坂久人君） ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、よくテレビ等の報道
等で見ていると、結構あちこちで地域クーポンが出回っているというか、発行して
いる市町村あるようですが、それでよく飲食店のところで何か接種証明を出してく
ださいとか、何かそういう欄もあるのですが、例えばそういった接種証明というこ
とであれば、その証明は、接種したとき手紙を持っていくと、何かそれで貼ったり
するのですが、あれをいつも持ち歩かないと駄目だということなのですか。それと
も別に役場のほうに申請すれば、接種証明とか何か、そういう発行とか、そういう
ものをやるわけですか、ちょっとお尋ねします。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。
- 健康福祉課総括課長（内城良子君） 接種証明についてお答えいたします。
福祉灯油とは関連なく、接種証明につきましては、ふれあいセンターのほうで申
請をいただければ出しております。
- 委員長（本田秀一君） 館坂委員。
- 6番（館坂久人君） そうすると、申請すれば、どういうふうな、例えば定期入れに入
るようなカードだよとか、封筒だと一々持って歩くのは大変だということになりま
すが、その辺はどういう、申請すれば出してくれるわけですか。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。
- 健康福祉課総括課長（内城良子君） 証明についてお答えいたします。
証明につきましては、A4判の紙で出すことになっております。まだ携帯用とか、
そういう形にはなっていない状況でございます。今後は、なる可能性もあるかもし
れませんが、今現在はA4の紙で証明書を出しております。
- 委員長（本田秀一君） 館坂委員。
- 6番（館坂久人君） A4判ということですが、そうすると、今地域クーポンを岩手県
でも出しているし、その対象の店というか、そういうふうなものを新聞でも広告
を載せているわけですが、市町村でも独自に花巻市とか、あちこち市町村で地域の

クーポンを出しているのですが、証明書を出してくださいというふうなときは、そのA4判を持ち歩かないと駄目なわけですか、そういうふうな形になるのですか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） 中には、持ち歩くということも困難な方につきましては、スマホで写真を撮って、それを提示してオーケーというようなところもあるようでございます。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、例えば証明書が、私もそれもらいました。軽米町では、今そういったものを提示して対応できる店というのは、やっぱり町とのあれがなければできないと思いますけれども、だから県のほうで出しているやつも町内でも4店ぐらいしかありませんけれども、今現時点で町内でそういうふうなのに対応できる体制にまだなっていないと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 町内の飲食店につきましては、まだそういう接種証明書を提示しなければいけないという飲食店はないと認識しております。

今後経済活動を活発にしていくというようなお話がございまして、そちらにつきまして町長メッセージでも発信したところがございますが、それにつきましても、いずれは国のシステムのほうで、スマホで接種証明を取り入れて、飲食店に行ったときには、それを提示するというふうな制度に変わっていくということでございます。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） まず、最初は密を避けるために4人とか限定でしたけれども、今は同じ店でも8人とか、何か15人まで、奥州市で15人以上の宴会をやれば25%の補助を出すとか、そういうふうなのをやられているところもありますけれども、全部が、こうしろという部分は、各自治体に任せている部分とか国で決めている部分がありますけれども、これから経済の活性化とか、いろいろ図っていくためには、やっぱり町としてもこういうふうなことは基本的に決めたほうが、私たちもまず忘年会の時期もありますし、町の経済の活性化のためには、まずできる限り人数を多くして、オミクロン、何かという株がまた発生していて、そういうときにはないと言われるかもしれませんが、やっぱりそういうことをこれからは考えて対応していかなければいけないと思いますので、その辺……

〔何事か言う者あり〕

○11番（茶屋 隆君） まず、そういったことを踏まえて、軽米町だけの地域クーポン券とか、そういうふうなものもあればとも思ったりしますが、そこまではなく

でも、やっぱり皆さんから指摘されないような形でできるというようなシステムがあったほうがいいのかと思いますので。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） その宴会ですとか、飲食に関する制限等につきましては、先日国のほうから県を通しましての方針が示されておりますが、今のところ緊急事態宣言ですとか、まん防ですとか、あるいはそれに準ずる地域等につきましては制限がありますけれども、それ以外の部分については、制限は特別設けていないという状況でございますので、その町長メッセージで発信しましたけれども、できる限り町内の業者を使いましょう的な活動、そういうのについてはやっていますが、地域クーポンにつきましては、ちょっと担当課ではございませんので、失礼いたします。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問ですけれども、いわて飲食店安心認証制度を取得をしている業者は、軽米町で現在6業者ございます。この業者は、いわてのクーポン券を使える、認証を取った上で指定店になれば、そこでもクーポン券を使える。この一番大事なのは、その認証を受けることでございます。お知らせ版を見ていただいていると思いますけれども、商工観光担当のほうで、今後国、県の動きは、クーポン券を活用できる制度は、いわて飲食店安心認証制度認証店でなければいけないので、認証を取るようになさってくださいというお知らせを2回ほど出しております。それで、これは認証を取った時点で10万円をもらえます。そのほかに国、県が行うクーポン券の取扱いができるということでございますので、今後町内業者の方々につきましては、またテークアウト事業者は対象業者になりませんので、宿泊業者、食堂、あとは飲み屋、そういう店は対象になりますので、取っていただくように今後もお知らせ版等で周知していきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 今年いっぱいぐらいは無理かもしれませんが、年が明けて少しコロナが収束してくれれば、そういったお店屋も活性化のためにそういったことに対応できるようになっていくと思っておりますので、そのときは、ぜひ地域クーポン券を出していただけるよう町長、よろしく願いしますが、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） やはりそういった認証店をどんどん増やしながら利用させていただいて、認証を受けるためには、いろいろな設備をしなければいけないので、お金もかかります。そのための補助もありますので、いろんな形で奨励しながら認証店を増やして、活性化につなげていきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） ほかに4款衛生費、質疑ありませんか。

〔「俺は4款でなく3款だった」「総括で」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） あるようですので、午後からにしたいと思います。
1時まで休憩いたしたいと思います。

午前11時58分 休憩

午後 零時57分 再開

○委員長（本田秀一君） 若干時間が早いようですが、休憩前に引き続きまして、審査を続けたいと思います。

4款衛生費の質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、4款衛生費を終わります。

続きまして、6款農林水産業費に入ります。説明をお願いいたします。

産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） 6款農林水産業費、1項農業費、5目水田農業構造改革対策費、18節負担金、補助及び交付金について説明いたします。

軽米町主食用米生産緊急対策支援事業補助金といたしまして880万円の増額補正をお願いするものでございます。この補助金は、令和3年度の主食用米の概算金の大幅な値下げが、下落が発表されたことに伴いまして、農家の経営安定につなげるために緊急的に支援金を交付するものでございます。内容といたしましては、町内で主食用米を50アール以上作付し、主食用米の作付面積から自家消費分10アール分を減じた作付面積に10アール当たり5,000円を助成するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 続きまして、15目ミレットパーク等管理運営費32万9,000円の増額補正でございます。内容は、10節の需用費といたしまして、ミル・みるハウスで使用するレジ、レストランの亚克力板等の購入、感染予防対策の消耗品でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。2項林業費、4目雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費、補正額は105万6,000円、内容は17節備品購入費でございます。チューリップ園管理用の機器購入費でございます。これは、チューリップを掘り起こす際に、トラクターの後ろにつけるアタッチメント、老朽化しておりましたので、軽米町で購入して、フォリストパークの設備備品とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 施設の指定管理の関係に関わるのですけれども、ミレットパークの管理費の中に、ミル・みるハウスのレジ等のアクリル板等をまず購入して設置するというのですけれども、はっきり言って、ミル・みるハウス等は、もう株式会社産業開発に指定管理されていて、今それらは役場から手が離れているものだと思うわけですが、経営していく上において、これは必要なものだから、当然そういうのは、指定管理者側が準備してやるものではないのかなと。経営していく上において、そういうふうなのは全部自分たちがやって、もうけるところはもうけるというふうなやり方が指定管理のやり方なのかという気がするのですけれども。何か役場、金がかかるときは役場が全部出資してあげているということで、ちょっと指定管理をしているような内容として、いまいち理解が難しい部分があるのですけれども、その辺はどういうふうな区分け、このときは役場があれします、このときは指定管理されている側が負担しますとかという、何か線引きというふうなのは、どういうふうになっているのでしょうか、その辺お知らせください。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまの中村委員のご質問ですが、まず今年度から3年間の指定管理契約をしております。その指定管理を契約する際に、役場のほうで、その4観光施設ごとにかかる費用について試算をいたします。その中には、大きなものとして人件費、あとは草刈り等に係る費用、あとは光熱水費を試算しておりますが、少額な消耗品等については、会社のほうで独自に購入をしておりますが、ある程度高額になるものについては、役場のほうで指定管理積算の際に算入した上で、産業開発のほうから見積りをいただくという内容になっております。

今回の件については、予想されない感染症の拡大に伴って、ミル・みるハウスは、特にもレストランだけではなくて、町の物産品等を買っていただく、PRしていただく場として町のほうでは位置づけております。今回、そのほかにも福祉課のほうで10万円を限度とした事業者宛ての感染対策用の資材の購入補助がございます。これらも産業開発を含めまして、全ての町内の事業者が活用していただいておりますが、なかなか産直売場のレジであったり、そういう部分についてまで手が回らないということで、今回地方創生臨時交付金の活用が可能だということで予算化したものでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

館坂委員。

○6番(館坂久人君) 5目の水田農業構造改革対策費についてお聞きしたいと思います。

50アール以上、10アールで5,000円ということで対象が50アール以上やっている人が対象だということですから、主食用米を販売している人は、50アール以下の人も多いわけですが、この決め方についてお聞きしたいと思います、50アールにした。

○委員長(本田秀一君) 産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長(鶴飼靖紀君) 50アール以上といたしましたのは、主に販売用として作付いたしまして、米価の下落の影響が特に大きい農家であると思われるためでございます。また、50アール以上の農家は、地域の中核農家でありまして、大型機械を有して作業の受託もしている農家だと考えております。これらの農家が減少いたしますと、今後の不作付農地が増加するおそれがあると思ひまして、50アール以上といたしました。

以上でございます。

○委員長(本田秀一君) 館坂委員。

○6番(館坂久人君) その大型機械は、そういった委託をやられている、委託、受託やられている農家が対象だということですが、主食用米、要はそういう設備ではなく、主食用米を販売しているのに対して助成を出すというのが基本ではないのかなと思ひましたが、例えば私の集落では、5反歩以下でも、かなり主食用米を販売していると。それで、当然そういった機械を持たない、持っている人もあるし、持っていない人もある。そういう機械ではなく、販売した農家の救済として考えるべきではないのかなと思ひましたが、そういった考えにのっとるべきではないのかなと思ひますが、ちなみに他町村の新聞等で見れば、結構あちこちでそういった助成が、あっちの町でも、こっちの町でも出しているというような、新聞には載っていますが、どこもそういった5反歩以上というような対象なのですか。ちょっとその辺の詳細、主食用米を販売した方の、それ以外、販売した方の救済、助成というのはないのか、持ち合わせていないのか、検討の余地はないのかお伺いします。

○委員長(本田秀一君) 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長(江刺家雅弘君) ただいまのご質問にお答えします。

今現在、他市町村で対策ということですが、10市町村で米価下落に伴う独自の支援策ということで10市町村が対策を検討したようでございます。ただ、その中ですと、いずれ大半がJAのみに出荷している業者を対象という限定したような形の対策をしているようでございます。また、金額につきましても、10アール当たり1,600円から3,000円ぐらいと経費の一部を支援するというふうな形で、主にJA主体というような形になっているようでございます。当局といた

しましては、JAに限らず他の商店にもいずれ出荷している農家ということで、ただ5反歩以上作付している農家の方が非常に影響が大きいという判断の下で、5反歩以上の方に支援するという形を取ってございます。

他市町村の状況については、以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ちょっと私はあまり農業のことは分からないのですが、今言った10市町村のうちJAとついているのが3市町村なのですけども、まず50アール以上というのではなくて、やっぱり小さい農家がいっぱい集まって、その人たちがそれを、大きい人は機械を使っているかもしれないけれども、農業とか米の生産を続けていくという形、小さい農家も落とすべきではないと私は思います。

この880万円の予算ですけども、これは何戸、どういう計算の基にこの880万円というのは出ているのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） 対象者数でございますが、産業振興課で計算したところ、197人で1,950ヘクタールの対象面積となっております。それに1反歩当たり5,000円を掛けますと、およそ880万円の予算となっております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 197人が対象ということですけども、そうすると、これに落ちた人は何人ぐらいいますか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） 主食用の戸数は661名、311ヘクタールでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今同僚議員が質問しておりますが、やはり5反歩以下の主食用米を販売している農家を、何らかの形の救済策が必要ではないのかなというふうに思っているわけですが、というのは、やはり5反歩以下が当町にとっては、かなり人数的には多いと思うのです、実際。そういった方たちが、今のこういった救済策も何も施されないということであれば、ますます水田の耕作をやめるといふような方が増えてくるのではないのかなと、そう思っております。

やはりそういった方が増えてくると、実際今中核農家が借りてやっけていても、その中核農家もこういう安い米をわざわざ借りてやるというふうなことも、なかなかそれも厳しい話だと。そういった離農の予備群、予備群と言え、適当なのかどう

か分かりませんが、そういった予備群の人たちが、もう来年からやめようと、誰かやりたい人はないかと、なかなか引き受ける方も少ないと。特に町長は、農業は軽米町の基幹産業だということを常日頃話しているわけですが、国のほうでは、そういった中核農家ですが、やっぱりこういう中山間地帯は中山間地帯なりに、施策は考えていくべきではないのかなと思っているわけですが、町長の今のこの決断に至った経過をお聞きしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） これまでるる担当課長、総括課長が説明してまいりましたとおり、その世帯、世帯の中の、やはり経済的な打撃等というふうなことを勘案しますと、総合的にこういうふうな判断させていただきました。ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 同僚議員も質問しましたとおり、町長も水田の持つ多面的な機能の維持なども遊休農地が新しく増えていかないようにということで、そういう農業について、水田と稲作の場合について話を、6月議会のときには、そのように答弁されました。

この支援策についてやっている市町村を見ますと、50アールというふうな足切りをしているところはちょっと見えません。いろんな、例えば検査手数料と紙袋代として、それに該当するような金額とか、あとは収入保険加入に係る経費の掛け捨て分の2分の1を助成とか、それから肥料の補助として10アール当たりプラス412円、そういうふうに様々な計算の仕方で支援をしているようです。

10アール当たり5,000円で50アールやっている方は2万円になると思うのですが、何か本当に少ない面積で一生懸命やっている方々にも及ぶような支援策をお願いしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問ですけれども、先ほどからも答弁しておりますけれども、いずれ今回町のほうでも、これから間もなくすれば、国から来年度の主食用米の生産の割当ての面積も出ます。いずれ毎年主食用米を減らすようにという、これは一つの国の施策でございます。だからといって主食用米を一生懸命生産している農家を無視してもいいのかということではございませんけれども、今回については、町のほうでも、価格の補填ということではなくて、経費の一部ということで、5,000円にした経過につきましては、国で出しているデータでは、1反歩当たり7万7,000円というデータがございます。その内訳として、町のほうでは育苗費に係る部分が3,000円、あとその他の雑材料費が2,

000円ということで5,000円という価格を設定したところでございますけれども、いずれ5反歩以上の農家、あとは大体1反歩から2反歩は、自家消費分という考えもございまして、それで5反歩というところで線引きをしたところでございますので、何とかご理解をお願いしたいのと、その後の動向等はまた再度、いずれ注視してまいりたいと考えております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 同僚委員から様々意見が出ておりまして、私も大体同じような考え方でございます。それで、ただいまの課長の説明は、全体として主食米といえますか、該当する農家が650、それから今回まず対象になるのが197となりますと、4人に3人は該当にならないと。それから、4人に1人は該当になるけれども、10アールについてはまず省いて、自分が食べるのだから省いて、40アールには該当ということで、大変と考え、数字を見ていけば、厳しい数字の中身なのです。その上で、町長は独自に今それは応援したいと考えているようでございまして、800何ぼの予算化しておりますが、やはりコロナの関係もあり、また地域の農家のといいますか、この農家の人たちが様々目を、該当しないということになりますと、私は地域の経済、それから交流、融和というふうな面からいっても、大変と厳しい結果になるのではないかなと思います。この際、町長、思い切って、対象者が大幅に上がるような施策を考えて、町民と一緒に苦しみをというような施策を打ち出せませんか。再検討する考え方はありませんか、質問いたします。

それから、併せてちょっと分かりませんが、880万円というのは、一般財源、全部、どこからも何もない、そういう数字ですか。2点、町長からお願いします。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 結果的に補償されないと申しますか、そういった方が多いというのは、私も十分認識しております。何回も繰り返しになりますが、その中でも経済的な打撃、それからまた農業、米だけでもございませぬので、総合的な、トータル的な判断の中で、このような提案をさせていただいていることをご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） 880万円の財源でございまして、コロナの臨時対策交付金を活用しての財源でございまして。

以上でございまして。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 880万円の交付金となりますと、町は特別、その中には町のお金は入っていないと。そうすれば、ということです。となりますと、やはりコロナの銭こを還元するのについては、それはもうお互いさま、またありがたいことだ

と思います。ただ、町の予算をやはり4人に3人が該当ならないで、そのほかの人については、まず1反歩分は最初カットして、4人に1人というような形から、やっぱり1歩か2歩踏み出して支援するというふうなのが必要ではないかなと思います。そのことがやっぱり行政の果たす役割だと思いますので、再度質問しますが、検討する考え方はありませんか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変繰り返しになりますけれども、先ほど言ったように、いろんな総合的な考え方の中で決断をさせていただきました。今後につきましても、まだまだコロナの影響が続く可能性、あるいは様々な影響も考えられますので、今後の動向等もしっかりと見ながら、いろいろ委員からご提言、指摘されたことに関しましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） コロナの関係の交付金は、どの段階、何月に入ってくるの。その段階で様々な検討をしたいという町長の、暗にそんな答弁だと理解したのだから、いつ入ってくるのか。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 1時26分 休憩

午後 1時26分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） コロナ交付金の状況についてお話しいたします。

コロナ交付金については、現在歳入として入ってきているものもございまして、今年度分につきましては、令和3年度中に歳入として入ってくるというふうな内容となります。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 今回出ているコロナの注射の関係とかそんなのも含めて、全体が今年度中ということ以外は分からない。今年度といえば、今12月ですから、1、2、3、3月になる可能性も、何月という特定はまだ今の段階ではできないということですか、その点が1つ。

それから、できれば、私はコロナの関係の交付金が入った段階で、いま一度町長は検討したいと言っておりますので、そういう段階で、また改めて議論したいと思っておりますので、入ってくる段階になったら、またこういう機会を設ければいいなと思

いますので、何かコメントありますか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） コロナ感染の推移を見ながらということで、コロナ交付金が入ったことではございませんので、そこはちょっと誤解のないようによろしくお願ひします。

○10番（山本幸男君） いや、誤解していますので、そのとおり。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） コロナ交付金でございますが、今回の補正で令和3年度分の事業については終了という形で、今補正を取りましたものにつきましては、3月までに執行するというふうな考えで予算をお願いしているものでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑。

大村委員。

○7番（大村 税君） 町長に伺いたいと思います。今の5反歩の線は、私も見直してほしいなという思いでございます。というのは、農業振興基本姿勢がやはりあっていいのではないかなと思います。先般世界食糧機構の会議におきましても、世界でも65%が家族農業で賄っている。その家族農業は、今気候変動に左右される大水害、あるいは突発的な高温になる、低温になるというのに起因しているという観点から、家族農業も大規模農業と共有した振興をするべきだという結果が出ているようでございますので、またさらには日本はそれ以上の家族農家が存在しているというように私は思います。

そんな中で、やはり販売しないで自食している方は、これは致し方ないなど、このように思いますが、販売している農家に対しては、まず同じような支援金を考えてほしいなど、このように思いますが、まず、今この5,000円の根拠もお聞きしましたけれども、この5,000円の根拠のものを、5,000円にならなくても満遍に支援すると、そして基幹作物である稲作も将来的にも遊休農地化しないような考えできてほしいなど、このように思いますが、お考え直すとか、見直すとかというのがあってはいいなと思いますが、いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 十分皆さんからのご意見は、私も今後しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。今現在コロナの影響でいろんな人の流れ、消費、いろんなところで影響を受け、その中で米価の低下、それからまたそのほかにも、いろんな影響を受けている職業と申しますか、もでございます。それから、職域等もでございます。そういった中で、しっかりとそこら辺を見ながら、トータルで、総合的にいろいろ対応を考えながらご提案して、お願いしておるということでございますので、どうかその辺もご理解いただいて、ただこのコロナに関しましては、第6波の

懸念とか、完全に収まるまでにはまだまだその推移を見なければいけないものと思っております。そういった推移もしっかりとにらみながら、具体的にと申しますか、対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○7番（大村 税君） お考えは理解をしている部分、コロナの関連云々であります、全国民が等しいわけです。そうしますと、例えば5反歩以下の農家の方々が、大規模にやっている農家の方々よりも収入がなく、私から言わせれば苦しんでいると、そう思います。というのは、4反歩やっても食べられないから、いろいろな場所に仕事に行かなければ生活ができないわけです。そうすることを考えますと、大規模農家よりも小規模農家の方々が収入がなく、米も安い値段になって大変だなというのを私は、そっちのほうの方がウェイトが大きいのかなと、このように思いますので、いま一度検討してほしいなど、このように思います。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） その辺のご意見、ただいまのご意見は、十分賜りましたので、いずれ検討はしてみたいとは思いますが、とにかく農業がいずれ絶えるということがないような形で判断してまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 西館委員。

○2番（西館徳松君） 米の費用が岩手県では平均5万円ちょっとコストがかかるわけです、平均で。分かるでしょう。それが県南と中山間地の格差があるのに、県では平均を出しているのだ、5万円ちょっと、5万6,000円だったか、コストがかかりますよというのが出ているわけだ、もちろん農林課のほうでは分かっているはずだけれども。それを2反歩とか、3反歩、大きい方と小さい方と同じようにするのであれば、やっぱり5反歩とかなんとかと言わないで、全て等しく5万6,000円をたたき台にして計算するのが当たり前ではないかと私は思いますが、それで5反歩ではなく、2反歩もみんなひっくるめてこれを出すと、金額は5,000円でも、全体に渡るようにやったらどうでしょうか。

ただ、いずれ県南と比べれば、県南はもう3町歩、4町歩規模でやっていますけれども、この場合は2反歩、3反歩、そうでなくても放棄地が増えて、それこそ農業委員会でも放棄地になって、みんな山林に切り替えているところがいっぱいあるわけです。だから、ますます小さいところが余計なくなるから、そこら辺も考慮して、やっぱり5反歩以上といったやり方では、この軽米町には合わないと思っておりますので、5反歩以上といえ、うちの部落でも8軒かな、7軒かな、あとは全部2反歩、3反歩です。そうすると、もうやりたくない人も出てくるわけだ。そこら

辺を考慮して、金額は5,000円でなくても、みんなに同じに、ひとしく渡りような方向で考えてもらいたいと思いますが、そこら辺はどうですか。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 1時37分 休憩

—————
午後 1時37分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 皆さんからたくさんのご意見をいただきましたので、全体の予算を通していただいて、その中で、より小規模の方々にも回るように、そういうふうな検討をしていきたいと思っています。どうか今回この全体の予算を通していただいて、そしてまたそのほかに関しましては、再考して配布するというふうなことでお任せいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今度は別な質問ですが、15目のミレットパーク等管理運営費、これに関連するわけではないですが、実は私の耳に、ソバの粉をひくところがなくて、前にミル・みるハウスに頼んで粉をひいてもらったけれども、あの粉をひく機械がなくなってから頼むところがないと、困ったな、困ったなど。1人だけではなく何人かからお話をいただきました。そういったわけで、ミル・みるハウスにあった石臼、売却したわけですが、その売却、買った方が、どこで粉をひいているのか、ひいていないのか、その辺はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいま質問でございます。昨年のミル・みるハウス改修工事に合わせまして、物産売場のスペースを拡張して集客効果を図りたいということで、石臼については、1週間に1人程度の利用者しかないということから売却をして、それを他人の方の製粉をやっていただける方ということを経営に入札会を行って、町内の方から購入いただいております。

それで、入札時の条件だったということで2週間ほど前、今の状況をその方からお伺いしました。それで、移設をして、なかなか老朽化していることで専門業者から直してもらいながら設置は完了したそうでございます。ただ、200ボルトの電源であったり、そのほかの機器の調整等に若干時間がかかって、今のところはまだひける状態にはなっていない。もう少し待っていただきたいという回答でございます。

したので、いずれ町といたしましても売却の条件でございますので、引き続きその業者に対しては、早くひけるように調整していただくように協議はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、6款農林水産業費を終わります。

7款商工費に入ります。

補足説明をお願いいたします。産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） それでは、7款商工費について説明いたします。

1項商工費、2目の商工業振興費、補正額は全額で7億1,633万3,000円でございます。内訳といたしましては、12節委託料、かるまい交流駅（仮称）建設工事管理業務委託料、これは8月27日に議決いただきました変更に伴いまして、管理業務が減額になるということで1,196万2,000円の減額でございます。

そのほかに新商品開発業務委託料といたしまして170万円、この委託料につきましては、昨年晴山小学校3学年の総合的学習の中で、「さるなっし〜」というキャラクターをご提案いただきました。それで、9月の補正予算でイメージキャラクターの作成のご承認をいただいて、今作成中でございます。また、それに合わせまして、さるなっし〜とコラボをした人形焼きを作っていきたいと。これは、地域おこし協力隊等を含めて考案があったものでございます。軽米町の特産である雑穀等を活用しながら、サルナシの活用をしながら、人形焼きの販売に向け、ポストコロナにおける地域特産品の販売を行っていきたいということで、かた焼きに係る委託料170万円の補正をお願いするものでございます。これはかた焼きの発注、調整、試作品の開発等を含めまして、委託料として産業開発をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、14節の工事請負費でございます。これは、8月27日の変更契約、それに今回の第4号議案で承認をお願いしております建築工事分の変更、それらの工事、2つの変更契約を考慮いたしまして、建築工事は4億6,281万2,700円の減額、機械設備工事は1億5,573万7,400円の減額、電気設備工事につきましては8,796万900円の減額。これらを合わせまして、合計7億651万1,000円の減額としております。

17節備品購入費44万円でございますが、これは物産交流館販売ブース、縦型のFFストーブでございますが、建設当時からもう20年近く使っているボイラー

ということで部品もなく、故障しても使用することができないということで、利用者の皆様方を考慮いたしまして、今回設備備品として導入したいと考えているものでございます。

なお、先ほどの170万円の委託料は、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 商工業振興費について質問したいと思います。

昨日の一般質問でもちょっと触れましたが、さるなしアンパンについてお伺いします。その中で、私はどんどん勝手に進行いたしまして、パン、それからサルナシのジャムパンという話をしました。それから、クリームパンという話も。昨日は、時間がちょっと、病院に行く用事がありましたので、二戸に行って、帰りミル・みるハウスに寄ってジャムを買ってきました。それで、ジャムは670何ぼで、消費税含めれば700円ぐらいでしたので、高いなと思って思い切って1つ買ってきましたが、もしかすれば、パンに挟んで、何ぼか塗れば夕食にでもいいかなと思って買ってきましたが、いずれちょっと値段がどうかなと思って、様々見回してみましたが、その中で、いずれ工夫すれば、さるなしジャムパンというのは可能な感じではないかなと、そう考えてきたところでございますので、皆さんもちょっと機会がありましたら、食パンに挟むような格好で開発してみればどうかなと思って、参考までに。

それはそれでいいのですが、その中で、名称はさるなしジャム、製造販売者は株式会社軽米産業開発、製造者が盛岡市学校法人スコーレとなっています。これには、ちょっと正直びっくりしました。スコーレという学校も、私はちょっとあまり記憶がないものですから、何でこのスコーレがさるなしジャムだべかなと正直思ったことと、いろいろ名前がこのようになっているようですので、まずこのことの経緯についてちょっと説明してもらえれば。もしかすれば、スコーレという学校法人の生徒の諸君などが頑張って協力して作ってくれたということになりますと、次の段階は、そこにまず何千人だか生徒がいれば、それなりの効果というものが出てきて、一つの町長の戦略だべかなと思ったりも考えてみましたが、いずれここに法人スコーレというのが出てくるのは、正直びっくりというふうな感じでしたが、何かの新商品開発あるいは交流というような面でのスコーレだったのかなと思ったりしますが、その点について、まず昨日の続きになります。ちょっと教えてもらえればいいかなと。

いずれサルナシのコーナーは、入り口のここにありますよという案内があって、職員の対応はよかったなと思っております。また、ちょうど玄関の入り口にサルナシの商品が陳列されている場所もいい、大変と印象がよかったと。まず、そう感じてきましたが、そこから質問します。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 盛岡のスコーレ、名前は学校法人でございますけれども、高校であったり、いろいろな学校、私立、一般企業として、公立ではなくて私立の学校を運営されている方ですが、その企業は、ジャムの製造工場を持っているということで、たまたまそこから作っていただけるということで、産業開発で契約をして作っていただいているということと認識しております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 今回提案されているように、新商品とか、何か補助事業の中でそういう対応をしたということですか。また、普通であれば、軽米町の場合は、様々なジュースの関係については、盛岡のちょっと離れたところの企業はよくお願いしてというようなことだったかなというふうな感じを持っておりましたので、意外な展開、名前だなと思った次第でございます。そのことについて何かコメントがありましたら、もう少し。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ジャムとかは、個人の方がやられていたりとか、よくあるわけでございますが、企業としてやられている方は、なかなか少ないということで、軽米町の特産品のサルナシについては、ジャムについては、そこで引き受けてくれるということで産業開発のほうでお願いをしている。また、同じサルナシ商品でありますドリンク等であれば、岩缶とか、それぞれ作れるジュース、ワイン、ジャム、いろいろ作る内容によりまして企業が異なりますので、現在はそういう方向でお願いしているということです。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） スコーレにつきましては、まだ少し様々勉強させてもらって、別な機会に、また質問するかもしれませんので、よろしくお願い申し上げます。

そこで、また話題を替えますが、商工費に関連して、午前中の質疑の中で、商品券の関係で、子供たち、それから高齢者の支援金として商品券を使うのだというようなことで、それまず一般的に、何も文句はないこととございますが、ただ今時を同じくして商品券、私も昨日の一般質問でもやりましたが、プレミアム付き、それからコロナの関係の交付金というようなことの活用を有効活用するというふうなことも含めてプレミアム付きというのが話題になっておりまして、ちょうど時期が同じでございましたので、そういうふうなことの手順を、やはりうまくやらないと、

商品券が目減りしてきます。というふうなことになると思いますので、私は、できればこの商品券のことにつきましては、現金あるいはプレミアム付きのというふうな形で対応がなされればよいと考えておりますが、改めていかがでしょうかと町長にお尋ねいたします。

それで、町長は、課長の答弁は、時期を失したといいますか、大体なくなったとか、対応が難しいのではないかというふうなこともおっしゃいましたが、私は、昨日のプレミアム付き商品券の関係については、各町村、それから各地区、それぞれの対応をしていると。例えば陸前高田の関係では、500円券を15枚で5,000円というふうな格好で大変と好評、さらに好評につき、追加販売をしている。追加の受付をしているというふうな形で対応しているわけです。したがって、もしかして軽米町で、まず物が売り切れてないというのであれば、好評につき、好評といいますか、いずれ追加販売ということの対応をしてもいいのではないか。そうでなければ、現金でやって商品券の対応をするかというのを個々の対象者が選択する。早いもので、間に合うのであれば、おとといはありました、商品券は、商工会に。これがそうですから、多分まだまだあるのではないかなと、私的には考えます。だから、早くまず議会が終わって、その手続がなされれば、それなりに対応できるということも可能であったと私は思います。いかがですか。ちょっと長くなって申し訳ありません。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時04分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

まだ質疑ありますか。

〔「今商品券ではなく別なのを聞いてもいいですか」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩してから。2時15分まで休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開してもよろしいですか。再開します。

7款商工費質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 先ほど補足説明していただきましたけれども、工事請負費を7億幾らかの減額、変更契約したからという言い方しかなかったのですけれども、何か

私これだけの減額するには、別に総額の工事請負費が減っているわけではないと思うのですが、なぜこれだけ減額しなければならなかったのか。財源のほうに、午前中にも質問した二酸化炭素の何か補助金、これも減額している。これがどのようになったのか。また、起債の部分、5億円ぐらい減額しているのですが、これは今年の工事が予定していたよりも少なくなったというか、予定していたよりも工事ができなくなったから減額したものなのかというふうに理解しようとしていたのですが、その辺がちょっといまいよく分からない。機械設備で3億何ぼと、こういう言い方もされていますし、総額がそんなに何億円も減っていているわけでもないのに、なぜ減額するのかがちょっと理解できかねているので、もう少し分かるように説明いただけますか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 全く中村委員が言うとおりでございました。8月22日だったでしょうか、臨時議会、8月27日に変更契約をするための臨時議会を開催する。その変更契約に基づいて債務負担額を再設定しなければいけないということで、8月22日だったか23日だったかの臨時議会で予算の補正、中身は債務負担の再設定ということでお願いしております。

中村委員おっしゃるとおり、今年度医療廃棄物、土壌汚染の対策のため、その臨時議会で契約工期としては約9か月間伸びていると。ただ、その間に休工期間等があるので、設計については、7か月分の増額が必要だという説明をさせていただいて、ご承認いただいております。その際に、7か月間工事に着手できなかったことによりまして、9か月間ですか、実質。休工期間を含めまして、着工が遅れたことにより令和3年度分の工事が消化できないということで令和2年度の支払限度額、令和3年度の支払限度額をもっと多く設定していたわけですが、それを債務負担を再設定して、令和3年度分の当初、現年予算を少なく抑えて、支払限度額を少なく抑えて、令和4年、令和5年に当初予定していたよりも増やす設定を承認いただいております。それに基づいて、令和3年度分の予算は約7億円減額になるということでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 分かりました。もう一つ、先ほどの二酸化炭素の関係のほう、補助金、これは多分去年契約するときに、この採択を待って契約に入ったというふうな話を、多分このことだったのかなと思っていましたけれども、これが工事等をやらないでいても、まず採択された分の補助金をもらえますよというふうな言い方をされていたような気がするのですが、これは今、今年減額するということは、今年にはもらえないけれども、来年度は当初から予定していた分は補助金としてもらってやれる予定でいるのかどうか、そこを確認したいと思います。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えします。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございますけれども、当初予算では2億1,125万5,000円の補助金を見込んでおりました。先ほど小林担当課長からの説明があったとおり、いずれ今年度そこまで上げる部分、予定でしたけれども、そこまで完成が見込めないということで令和3年度は4,473万1,000円の分の工事のほうの出来方を予定したということで、不要になった部分を今回減額したというものでございます。

それで、改めまして、来年度の予算には、その分を上乗せいたしまして、約3億7,800万円ほどの歳入を再度見込む予定としております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 商品開発の分の170万円の中で、ちょっと前後して、もしかしたら間違っって理解したのかなと思ったりして、質問します。

さるなっし〜というののキャラクターを、まず晴山小学校の子供たちから様々提案があって、そのかた焼きの開発が、作りたいというふうなことで、これは人形焼きといたしましたか、例えばさるなっし〜のどら焼きのようなものというふうに理解すればいいのかな。そのどら焼きをやるためのその型を買ってくるのだ、1台買ってくるのだというふうに理解すれば、間違いのないのかなと思ったりしますが、そういうのをもう少し説明お願いします。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） どら焼きというよりは、大判焼き、お焼きというイメージでございます。タイ焼きはタイの形をしていますが、タイの形がさるなっし〜のキャラクターの顔になるということでございます。

くまモンの人形焼きとか市販されています。それもその鉄の型を作っている東京の業者がございまして、そちらのほうといろいろやり取りをいたしまして、晴山小学校の昨年3年生の子供たちが考案してくれたさるなっし〜の顔、形、これの型にして焼くどら焼きみたいな形、どら焼きがさるなっし〜の形で、中にサルナシのジャムと白あんと混ぜたようなものが中に入ってくるというような形をイメージしています。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 大体の格好は分かりました。そうすると、さるなしパンは150円、あるいは一緒に並べておりました一戸カナンの特製あんパン、どちらがどっちだったか、いずれ150円で、パンとして出すのはそのくらいが限界だかな、値段的にはそう思った。作ろうと思って、ジャムも買ってきておりますが、どんな、

1個どのぐらいの値段になる予定ですか。重さはどうか、形はちょっとイメージできますか。形は何百個、何個。高いものか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 今購入して、機械は型、型を造る費用、その型を載せて電気グリルで焼くわけですけれども、その焼く機械、その焼く機械の上に上げる、プレスをする金型があるわけですけれども、1回に焼く量は、約5個ぐらいを1度に焼く。その大きさは、タイ焼きよりも若干小さいぐらいを想定しておりますが、大判焼き程度といいますか、そのぐらいの大きさなのですけれども、山本委員おっしゃるとおり、普通のジャムに比べまして、さるなしジャムというのは、その加工料、原料ともに高額なので、二戸の業者のさるなしアンパンも普通の大きさのコッペパンであれば、さるなしジャムを使うと150円では、もう到底売れないということで小さめにしてさるなしアンパンを売っていると。さるなしジャムは、そういうふうにちょっと高額になってくることも含めまして、売る値段としては、1個300円もするとなかなか売れないでしょうから、1個150円と、例えば売れるような形、そうすれば原料をどのぐらいにすれば、どのぐらいの大きさになるか、それも含めて委託料の中で検討して導入していただきたい。販売価格とかまでは、まだ今のところは分からないという状況です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、7款商工費を終わります。

8款土木費の説明を求めます。

地域整備課環境整備担当課長、戸草内和典君。

○地域整備課環境整備担当課長（戸草内和典君） それでは、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費の修繕料ですけれども、町道の修繕料でございますけれども、修繕料の予算額に達成しましたので、今後不測の事態に備えまして100万円の補正をお願いするものであります。

続きまして、8款土木費、3項河川費、2目河川整備費の修繕料ですけれども、これにつきましても、予算額に達成しましたため、今後融雪等の不測の事態に備えるため50万円の補正予算をお願いするものでございます。

○委員長（本田秀一君） 地域整備課総括課長、工藤薫君。

○地域整備課総括課長（工藤 薫君） 8款土木費、4項下水道費、1目下水道整備費についての補正でございます。681万6,000円の減額補正でございます。27節の繰出金、下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。主な理由ですけれども、下水道事業の前年度繰越金、消費税還付金確定による減額でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 8款土木費を終わります。

9款消防費の説明を求めます。

総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） それでは、私のほうから1項消防費のうち2目非常備消防費について説明させていただきます。

補正額は723万円の減額でございます。この補正の背景につきましては、消防の基金条例の際に、梅木総括課長から説明申し上げたとおりでございます。いずれ今年度小型動力ポンプにつきましては、納入が難しいというふうなことで、基金に積んで、翌年度の事業として実施する。それに伴っての予算額の移動でございます。備品購入費として1,257万3,000円を減額いたしまして、逆に基金への積立金として県からの交付金と同額の534万3,000円を歳出として補正させていただくというものでございます。

消防費については、以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、3目の災害対策費についてご説明を申し上げます。

補正額は、ゼロでございますけれども、避難所におきます衛生用品を購入するため、予算の組替えをお願いするものでございます。補正をお願いするのは、17節を50万円減額いたしまして、10節の消耗品費を50万円増やすものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） なしということで9款消防費を終わります。

10款教育費、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 10款全部でよろしいですか。

○委員長（本田秀一君） 全部です。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） それでは、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書15ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、10節の需用費、修繕費ですが、30万円を計上しております。こ

れにつきましては、スクールバスのエアコンの修繕料ということでお願いしたいと思っております。

次に、16ページ、お願いします。2項小学校費、1目学校管理費、10節、修繕料として8万4,000円、17節に備品購入費として62万6,000円を計上しております。これにつきましては、晴山小学校の体育館に音響施設機器がありますが、老朽によりまして修繕ということになりましたので、新しく音響機器の購入と、その設置費用を計上しております。

次に、2目教育振興費、10節需用費、消耗品費15万6,000円と17節の備品購入費306万1,000円を計上しております。これにつきましては、各小学校からの要望に基づきまして、新型コロナ対策としてアクリル板や除菌シートなどの消耗品の購入と非接触型の体温計、CO₂モニター、空気清浄機、抗原キット保管用の冷蔵庫等の購入備品ということで、それらを購入しようとするものでございます。

次に、3項中学校費、2目教育振興費、10節需用費の消耗品費3万円と、それから17節備品購入費153万円を計上しております。これは、中学校の部分になりますが、同じく除菌シートなどの消耗品の購入、それから非接触型体温計、それから加湿器などの備品を購入しようとするものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金でございますが、軽米中学校の修学旅行の行き先変更に伴うキャンセル料の支援補助金として12万3,000円を計上してございます。

次に、16ページ、17ページにわたりますが、5項保健体育費、3目体育施設費でございます。旧小軽米中学校から12月末で太陽光関連の工事会社が工事完了に伴いまして撤退することとなりました。そこで、その後1月から3月までの維持管理費を計上しようとするものでございます。これに関わる予算としては、10節、光熱水費の15万円、それから11節役務費の体育施設管理手数料等の3,000円、それから12節の浄化槽維持管理業務委託料11万4,000円、13節の使用料及び賃借料として、仮設トイレの賃借料4万6,000円を計上しております。そのほかにこの科目では、10節需用費、修繕費として町民体育館のボイラーのポンプ修繕と同じく町民体育館の消防施設として消火栓の配管修繕を合わせて65万円を計上しております。

最後に、17節備品購入費でございますが、こちらについては、トラクターの除雪用として使用するためにタイヤチェーン購入ということで8万7,000円を計上しているところでございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 体育施設費の何か業者が撤退したから、町で管理しなければならないというふうなことの、この中の仮設トイレの賃借料というのは、これはどういう活用の仕方になるのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 今までは12月までは、建設会社のほうで水道等も使って、電気料も支払いをいただいておりますが、冬期間になって撤退をしたところは無人となることになりまして、あそこの水道等の施設を全部下げてしまうということで、冬期間に体育施設とか、そういったものを使う場合のトイレということで、仮設を用意させていただくということで、こちらで対応させていただきたいということでありませう。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） あわせて、では晴山中学校も同様のことだと思っておりますが、体育館を使うときは、晴山中学校もこういう仮設のトイレを使っているのですか。小軽米中学校の仮設というのは、外に置くものなのか、どこに置く仮設トイレなのかお伺いしたい。

○委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、工藤祥子君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（工藤祥子君） 仮設トイレについては、体育館の外に置くようなことで、今検討しております。

○4番（中村正志君） 晴山中学校はどうなっていますか。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（工藤祥子君） 晴山中学校のほうは、使用頻度があまりないということで、現在は仮設トイレのほうは準備はしていません。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、多分晴山中学校、水洗は使えないと想定していましたがけれども、そこは何、また何だか、ちょろちょろ何かしてやっていて、水をかけるとか、そういうやり方なのか、もう一回その辺を。

○委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、工藤祥子君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（工藤祥子君） そうですね、水というか、それを使って流していただくというふうなことをお願いをしております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、10款教育費を終わります。

11款公債費の説明を求めます。

総務課総務担当課長、吉岡靖君。

- 総務課総務担当課長（吉岡 靖君） それでは、11款公債費についての説明をさせていただきます。

1項公債費、1目元金97万円の増額ということで計上させていただいております。地方債の償還額につきましては、長期、20年ほどの償還期間に当たるものについては、できるだけ利子の部分の支払いが有利になるように10年間の見直しをするというふうなことで設定をしております。要は、固定利率か変動利率かというふうなことになるわけです。変動利率のほうが率は低く設定されるというふうなことであります。今回10年の経過で利率見直しに当たっては、償還額がありまして、利子下がった分、元利均等償還になりますので、元金の支払金額が増えるというふうなことで97万円補正させていただいております。

なお、利子については、当然利率の見直しで下がったんですけれども、利子については、本年度借入れの、要は起債、地方債の金額とか時期によっても、ちょっとまだ変動の要素が大きいというふうなことで、今回補正のほうは見送りさせていただいております。

公債費については、以上でございます。

- 委員長（本田秀一君） 公債費について説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（本田秀一君） それでは、11款公債費を終わります。

これで歳出の質疑が終わりましたが、ここで議案第5号全体の中で聞き逃した部分がありましたら、再度質疑を受け付けたいと思いますが、議案第5号全体についての質疑ありませんか。

山本委員。

- 10番（山本幸男君） 農林水産業費、町長から……

- 委員長（本田秀一君） 何ページ。

- 10番（山本幸男君） 13ページ、田んぼに対する補助金の問題で、町長は見直しを図っていった全体のバランスを取りたいというように、よく聞こえませんでした、そういうふうに発言されたと思います。それで、もう少し詳しく説明してもらったほうが対応が取れるのかなと思っております。

そうでなければ、予算をどこから持って、その部分を増額するのであれば分かりますが、予算を増やさずにバランスを取るのであれば、そのまま議論が必要かなと思いますが、いかがな考え方ですか、今日の段階で何かコメントがありますか。

- 委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 2時42分 休憩

午後 2時43分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほどもお答えしましたように、農林水産業費、6款1項の5目に関しましては、その予算の中でもう少し幅広く皆さんにお配りできるようにもう一回再考しまして、実施してまいりたいというふうに思います。

それから、また全体のそのような予算に関しましては、コロナ交付金、全体の交付金の軽米町に来る分は決まっておりますので、その範囲の中で、今いろんな交付金、皆さんにお配りしておりますけれども、これも皆申請の中で行われますので、そういった中で、予算残と申しますか、そういうのが出てきたならば、そのときはまたいろいろ考えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ちょっと私の耳も感度がよくありませんので、聞き漏らしたような気もいたしますが、いずれこの中というふうなのにこだわらず、最初説明の部分もマイナスにならないように、新たな予算化がなされるように再考の努力をしてもらいたいと、そう考えますが、いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますが、今回は、この予算の範囲の中で再考させていただくということをご了解いただきたいと思います。また、繰り返しになりますが、全体的にコロナ交付金、その中でいろいろ申請して、こちらで予想した数に達しなかった、その結果余裕が出てきたという場合には、その場合には、またそれも含めて再考したいと思いますので、今回の件に関しましては、この予算の中で広く皆さんにお配りするというような形にしていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに議案第5号、質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 11ページの社会福祉総務費の扶助費、福祉灯油の給付費なんですけど、同僚委員が、その内訳等が分かるものということだったのですが、ちゃんとしたのがないということだったのですが、私が一般質問したときに、住民税非課税の高齢者、そして障がい者、独り親世帯、生活保護に準ずる……

〔「マイク入っていますか」と言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） すみません。住民税非課税の高齢者、障がい者、それから独り親世帯、あと生活保護に準じる世帯というのもありましたか、その対象となる世帯、ちょっと今税務会計課の課長来ているので、住民税非課税世帯というのは、軽米町には何世帯あるか、それもお聞きしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午後 2時48分 休憩

午後 2時48分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） 江刺家委員のご質問にお答えします。

住民税の非課税世帯について、どのくらいあるかということなのですが、住民税の非課税につきましては、今年の令和3年度で申し上げますと、非課税の方は3,704人ほど非課税になっております。これを世帯というふうになると、計算の仕方がちょっと、すぐ資料のほうはお持ちできない状態にあります。非課税のまず根拠と申しますと、所得におきましては38万円以下でございます。あと、非課税の範囲につきましては、生活保護法規定による生活扶助を受けている方、障がい者、未成年者、寡婦等でございますと、所得金額が135万円以下の方が非課税だというふうなことになります。

福祉灯油に関連する人数でございますけれども、65歳以上の世帯で見ますと、非課税世帯が1,300ぐらいです。あと65歳以上に関しますと、人数につきましては、2,000人ぐらいが非課税となっております。現在お答えできるものは、このぐらいです。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 福祉灯油の対象となる方は、もう一回、すみません、対象となる方が、高齢者というのは何歳、65歳以上ですか。

〔「要綱を説明してもらえばいいのではないの、資料をもらっているのだから」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、説明いたします。お配りした資料に沿ってご説明いたします。

これは、軽米町福祉灯油費等給付事業実施要綱ということで、一応今の段階ではまだ案になってございます。目的といたしましては、在宅で生活する高齢者世帯、障がい者世帯及び独り親世帯において、市町村民税非課税世帯または被保護世帯に対しということですので、生活保護世帯ということでございます。

かるまい共通商品券を給付し、冬期間における暖房用灯油等購入費の一部を助成することにより、高齢者世帯等の生活の安定と福祉の向上を図るということを目的としてございます。

定義といたしましては、対象者でございますが、高齢者世帯は65歳以上の者で構成される世帯ということでございます。いずれも非課税世帯ということでございますが、65歳以上の者で構成される世帯。2つ目として、障がい者世帯。アからカまでのところで押さえられる障がい者世帯ということになってございます。あともう一つが独り親世帯。4番目としては、被保護世帯ということで、生活保護法による扶助を受けている世帯ということでございます。

それで、給付の対象といたしましては、令和3年12月15日現在において軽米町に居住する方、次の各号に該当する者の世帯主に灯油費等の一部を給付するということでございます。

(1)といたしましては、住民基本台帳に記載されている世帯で、高齢者世帯、障がい者世帯及び独り親世帯に該当する方。2つ目としては、前号の世帯のうち世帯全員が市町村民税の非課税世帯ということになっております。

給付金は、1世帯当たり1万円ということで、商品券により給付するものというふうに考えております。

方法といたしましては、まず申請を受けまして、給付する方法を取りたいというふうに考えております。

あと、こちらから対象となり得る方々につきましては通知を差し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。これは、財源は全部国のあれですか、軽米町の財源も幾らか入っているのですか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問でございますが、県の補助といたしまして、5,000円に対する補助が2,500円ございます。今回給付するのが1万円ということございまして、残りの部分につきましては、軽米町の持ち出し分となります。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。福祉灯油ということなので、生活に困窮している方ということで、条件を持った人と思うのですがけれども、65歳未満でも年金もらって、人よりも少ない収入で暮らしている方とかあると思うので、何か所得、住民税非課税世帯、対象になっている人を除けば、何世帯ぐらいあるのか

など思うのですが、ちょっと今出ないと思いますので、私としては、非課税世帯全部に出してほしいなということでもあります。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご意見でございますが、当初は、そのような形で県のほうからも連絡が来ておったわけですがけれども、県の対象といたしましては、非課税世帯だけの世帯であっても、やはりこの中の条件を満たす者でないと対象としては認められないような通知が参っておりますので、今回に関しては、このとおりの方法でいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。県内でも、やっぱり高齢者とかと区切りをつけていましたか、市町村。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問ですが、県内市町村は、ほとんどの市町村が今回県の補助事業によりまして実施するというような内容でございます。それで、独自の内容として、高齢者全員とか、そういうふうになっているところはほとんどないというところでございます。

県の補助が5,000円に対して2,500円ということで、若干私個人が考えるにはちょっと少ないのかなというふうに思っておりましたが、軽米町では、福祉灯油の県の事業の始まる前に、関係課で協議いたしまして、1万円の商品券をあげたいということで、もう計画しておりましたので、その方向で進んでおります。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。その方向で進んだということなので、またその後も検討していただければと思います。

終わります。

○委員長（本田秀一君） 議案第5号、歳出全般について、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、議案第5号の質疑を終わります。

◎議案第6号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第6号を議題といたします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

地域整備課上下水道担当課長、中村勇雄君。

○地域整備課上下水道担当課長（中村勇雄君） 議案第6号は、令和3年度軽米町下水道

事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

本会議上での総括課長の説明に補足させていただきます。予算書3ページ、第2表、債務負担行為補正の追加についてでございます。昨年度3月補正予算において承認をいただきまして、履行期限の延伸について変更契約を行って業務を進めているところでございます。令和6年度公営企業法適用に向け、最終年度に現在の特別会計予算から公営企業法を適用した新しい予算へ切り替えるに当たりまして、決算の整理等の追加業務が発生することとなります。これについても移行支援が必要でございますので、今回407万円の追加をお願いするものでございます。

提案内容の説明については、配布いたしました別紙の資料で説明させていただきたいと思っております。歳入歳出の主な項目について説明いたします。

歳入の1款分担金及び負担金は、30万1,000円増の67万8,000円でございます。内容は、下水道分受益者分担金の増でございます。当初予算では、分割納入を見込んでおりましたけれども、一括払いによる納入者があったことによるものでございます。

2款使用料及び手数料は、12万円増の2,632万円で、排水設備指定工事店の更新手数料が当初の見込みより6件ほど増えたことによるものでございます。

3款繰入金は、681万6,000円の減の7,303万円。

4款の繰越金、前年度繰越金の確定と消費税申告等による還付金等の歳入の増に伴いまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5款諸収入は、59万9,000円増の60万円でございます。下水道事業に伴う消費税の申告と昨年度の消費税の申告により、消費税及び地方消費税が還付になったものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、10万円の減で2,402万1,000円でございます。内容につきましては、消費税及び地方消費税の確定によるものでございまして、当初は納付を見込んでいたものが申告により還付となったことによるものでございます。

2款公共下水道費は、53万円の減で3,034万4,000円でございます。内容といたしましては、下水道台帳作成及びシステム保守業務委託料の今年度支払額の確定によるものでございます。

3款公債費は42万1,000円の減でございます。6,080万9,000円となります。償還金元金及び利子の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 質疑なしということで、議案第6号の質疑を終わります。

◎議案第7号の審査

○委員長（本田秀一君） 続いて、議案第7号を議題といたします。

提案理由の補足説明があれば説明をお願いいたします。

水道事業所次長、中村勇雄君。

○水道事業所次長（中村勇雄君） 議案第7号は、令和3年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、本会議で所長がご説明したとおりでございます。予算書2ページにて説明させていただきます。収益的収入及び支出の部の収入のうち、他会計補助金について53万4,000円減の9,742万5,000円となります。償還利息の10年ごとの見直しに該当する起債の償還利息の利率確定等による減額で、補助金の減額でございます。支出の部につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費について71万2,000円減の2,672万5,000円とするものでございます。先ほどの説明と同じく、利率確定による今年度支払額の確定によるものでございます。

続きまして、予算書3ページ、資本的収入及び支出の部の収入でございます。他会計出資金について4万8,000円増の2,294万6,000円としたものでございます。先ほど説明したのと同じく10年ごとの見直しに該当する起債の償還利息の利率確定に伴いまして、企業債の償還元金の確定による出資金の増額となるものでございます。

支出につきましては、企業債の償還金8万1,000円を増とするもので1億5,333万4,000円でございます。今までご説明したとおり、利率確定に伴う負担金、償還金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

議案第7号、質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ちょっと関連してお聞きします。町長の政務報告に水道事業についてということで、老朽管更新事業では、高清水地区、横枕、高清水上晴山地区が、まず布設替え工事発注済みであるということでした。広報お知らせ版には、何か漏水調査、消火栓点検についてというお知らせが来て、調査に行きますので、ご理解とご協力をお願いしますということでした。これからの水道管の更新事業、次はどこが対象になるとか、どの地区を調査しているのか、分かったら教えていただきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 水道事業所次長、中村勇雄君。

○水道事業所次長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

老朽管更新事業につきましては、現在観音林地区のほうをメインとして整備していく予定としております。あと、漏水調査につきましては、町内全域ということの調査としておりますが、今現在調査しておりますのは、町なか、中心部のところに漏水探知機を設置した形での調査を継続的に進めているところでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないということで、議案第7号の質疑を終わります。

◎総括質疑

○委員長（本田秀一君） 次に、総括質疑に入ります。

本特別委員会に付託されました議案7件の個別審査を終わりました。これまで審査した議案7件について総括的な質疑を行います。

質疑漏れはありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 提案された議案ではないのですが、添付されたといいますが、提出された監査の結果報告、令和3年度定期監査の結果報告というのがあります。皆さん、多分見ていないのか、両面刷りになっていまして、後ろ2ページ目のところに事務事業の適正化と組織に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるものについて監査委員の意見として申し述べたいということが書かれております。

まず、職員の皆さんは、いろいろ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する物品購入や各種工事等の契約を伴う事業が多くなっている。それは、皆さんもご存じだと思います。不適切な発注とならないよう契約に当たっては、安易に特定の者と随意契約とすることなく、他者の実施可能性を部署内で十分協議検討され、競争性を確保されたい。また、人事管理については、職員定数に満たない部署が多く存在し、新型コロナウイルス感染症への対応などで部署、担当業務によっては、業務量が増えているところも見受けられる。職員への負担が多くなっているように感じられる。また、職員の年齢構成が不均衡であり、今後定年退職などにより、技師などの専門職が減ることで、災害時への対応なども懸念される。さらには、近年病気休暇などで休職となる職員が増えてきていることから、今後さらに職員の健康管理、メンタルヘルス不全等への未然防止に努めていただくとともに、人材確保につながる対応と適正な人員配置に努められたい。このように監査委員が公

表しております。このことについて町長は、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 監査委員おっしゃるとおり、ただいまコロナ禍の中にありまして、大変コロナ対策では、非常に苦勞している状況でございます。そういった中で適宜人事配置等も検討しながら対応はしておりますけれども、これからまた採用人数、それからまた退職人数、それから再任用人数等、様々総合的に勘案しながら、適宜、その課題に対してしっかりと対応できるように努めたいと考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この監査委員の結果報告についてということで配布されたわけですけれども、物品購入をする時のこととか、またメンタルヘルスのことなど、まず職員間の関係とかもいろいろ心配されて指摘されていますので、ぜひ全職員が、ただ渡されたとすると、最初の経過報告というところだけ見て、裏面までは見ないのではないかなと思いましたが、よく皆さんに見ていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

これからまとめに入りますので、当局の方は退席をお願いします。大変ご苦勞さまでした。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第7号の討論、採決

○委員長（本田秀一君） それでは、まとめに入りたいと思っております。

議案第1号から議案第7号まで、反対の議案はありますか。

〔「反対だ」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 反対。

○10番（山本幸男君） 一般会計。

○委員長（本田秀一君） 何号ですか、第5号ですか。山本委員、第5号でいいですか。

○10番（山本幸男君） 第5号。

○委員長（本田秀一君） どこの部分に反対ですか。

○10番（山本幸男君） それは本会議でしゃべる。

○9番（細谷地多門君） いや、本会議でしゃべるって、一応あれなのだ、反対討論、賛成

討論とあるから、何ぼかしゃべってもらわないと。

- 10 番（山本幸男君） 討論するかもどうかも……
- 9 番（細谷地多門君） 討論しない場合もあるわけだ。
- 10 番（山本幸男君） いいと思う。
- 9 番（細谷地多門君） 反対するには、討論必要でしょう。
- 2 番（西館徳松君） 必要なのだ。
- 委員長（本田秀一君） 討論される方はありますかと聞いたのだけれども。
- 10 番（山本幸男君） 討論はありません。
- 委員長（本田秀一君） 討論はないそうです。ただ、議案に反対ということですね。できれば、どこが反対だか……
- 10 番（山本幸男君） 私は反対討論は必要ないと思いますが、あえて言えば……。
- 6 番（館坂久人君） いいんだ、いいんだ、もう。考え方示さなくてもいいんだ。
- 2 番（西館徳松君） 駄目なのだ。
- 10 番（山本幸男君） しゃべる必要はないと思う。
- 9 番（細谷地多門君） いや、そうでないでしょう、委員長がまとめないと。
- 委員長（本田秀一君） 江刺家委員は、反対は。
- 3 番（江刺家静子君） ちょっと、では質問。
- 委員長（本田秀一君） 誰に質問。
- 3 番（江刺家静子君） よその市町村を聞いたら、軽米町では反対討論をすれば、必ず賛成討論もやるって、たまにしないこともあるのですけれども、九戸村の人から聞いたら、おらほうではそんなのはないよと言っていたので、何かそこによって違うから、絶対やらなければならないという……
- 9 番（細谷地多門君） 九戸村では映してないでしょう、本会議、九戸テレビ映してないでしょう。
- 3 番（江刺家静子君） 映してないですけれども、軽米町でも臨時議会は映さないから、臨時議会のときに、まず……
〔何事か言う者あり〕
- 3 番（江刺家静子君） 私この前反対討論をしようとしたけれども、賛成の方は全てに賛成だから……
- 6 番（館坂久人君） いいのではないですか。
- 9 番（細谷地多門君） 町民がそれを見ているから、反対討論、賛成討論と……
- 10 番（山本幸男君） 私はやる必要はないと思って、今回から……
〔何事か言う者あり〕
- 10 番（山本幸男君） 私は、賛成討論を何か出ると、反対だというふうに言う人たちあるわけです。まず、それはそれぞれの立場で、本会議で私はやるのであればやっ

ても、やらない場合はやらなくてもいいし、その人の自由ではないかと私は思う。

〔「前はそうだった」と言う者あり〕

- 10番（山本幸男君） だから、まずタネを全部出してというふうな、というような意見は、それはごもつともだけれども、そうしたら私が意見しゃべったのに対して、反論して、別な演説をすればいいと、事は足りると私は思いますので。ましてやまず、やっぱりどこからか書いてもらったようなのを私の反対討論に付け加えてしゃべっているような感もしないわけでもありませんので、特別拘束されない。私はしゃべっておくか、では。まず、そういう人もあることだから、御礼にしゃべっておきます。

まず、農林水産業費の田んぼの補助の関係で、この枠の中で町長は対応したいというようなことであるものだから、まず気持ちは分かるけれども、結局はどこか削ってどこかを何ぼかばやるとやるという感じなのです。それで、もらう人たちは、まず5反歩以上でというふうな感じで、大体4分の1の人たちは5,000円でももらおうと。5掛ける4で2万円。そうでない人たちは、もらえないわけだ。もらえない人たちに何ぼか、その人たちにあげたいと考えているかもしれない。そうすれば、最初2万円もらう勘定した人が1万円なるんだか、5,000円なるんだか、だから明解な答弁がないし、また今後どうしたいとかというふうなことも、コロナの交付金が余ればとかという、そんなのはない。だから、その面では、農家の人たちは大変だと、水田農家のことだよ、と思うのだから、この際まず座っていようと私は思っている。だから、ここには立たない。しゃべりたくもないども、まずしゃべるとすれば、そこをしゃべる。しゃべるかどうか、明日事務局長にしゃべる。

- 委員長（本田秀一君） 江刺家委員は何号ですか、反対、第5号。

- 3番（江刺家静子君） すみません、今しゃべらなければならないですか。

- 委員長（本田秀一君） いや、何号に反対かという、採決があるものですから。

- 4番（中村正志君） 特別委員会で協議、今まで議論したのだから、これをまとめて委員会としてのまとめを出さなければならないのに、それが何だか隠していたら、何のための特別委員会なのかという感じになる。ある程度ここでまとめるのだから、賛成、反対も当然しゃべったらいいでしょう、何、別に隠す必要ないでしょう。

- 10番（山本幸男君） さっき私が……

- 4番（中村正志君） だって、委員長が……

〔何事か言う者あり〕

- 4番（中村正志君） 委員長は、報告しなければならないから。委員長が委員会の報告をするのにどうやって報告するの。

〔何事か言う者あり〕

- 委員長（本田秀一君） 委員会の中で……

〔「何号だけは聞かないと」「委員会のまとめな
のですよ」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） だから、反対があるかないか、今聞いているのだけれども。

〔「5号だ」と言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） 反対するとすれば第5号です。というのは、明日まではあるの
……

○4番（中村正志君） 委員会で反対、賛成を一応出さなければならないのだ。

〔何事か言う者あり〕

○6番（舘坂久人君） 何号に反対するかしゃべれば……

○3番（江刺家静子君） なら、第5号に反対。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 第5号ですか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、採決に入りたいと思います。

議案第5号に反対がありますので、採決は2回に分けて行いたいと思います。
起立によって行います。

議案第5号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（本田秀一君） 賛成多数です。

それでは、議案第1号から議案第4号、議案第6号から議案第7号は、全会一致
で、満場一致ということでもいいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、そのように報告いたしたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（本田秀一君） それでは、これで特別委員会を終了いたしたいと思います。大
変ご苦労さまでした。

（午後 3時24分）